

北海道日本型直接支払推進協議会
平成30年度 第2回幹事会次第

日 時：平成31年2月19日（火）13：30～16：30

場 所：札幌駅前ビジネススペース「2A」

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議長選出

4. 報告事項

- （1）平成31年度における多面的機能支払交付金制度の見直し等の概要について
- （2）平成31年度における中山間地域等直接支払交付金制度の概要について

5. 議 題

- （1）多面的機能支払の実施に関する要綱基本方針の改正について
 - ① 要綱基本方針の改正について
 - ② 使途対象活動の拡充要望について
- 【休 憩】
- （2）活動組織等の事務の負担軽減に向けた検討内容について
 - ① 多面的機能支払交付金の継続に向けた課題と解決策（案）について
 - ② 日報の簡素化に向けた検討内容について
 - ③ 帳票システム（仮称）の構築について

6. そ の 他

- （1）会計検査情報
- （2）事例研究会の紹介

7. 閉 会

北海道日本型直接支払推進協議会 平成30年度 第2回幹事会出席者名簿

平成31年2月19日（火） 13時30分～16時30分

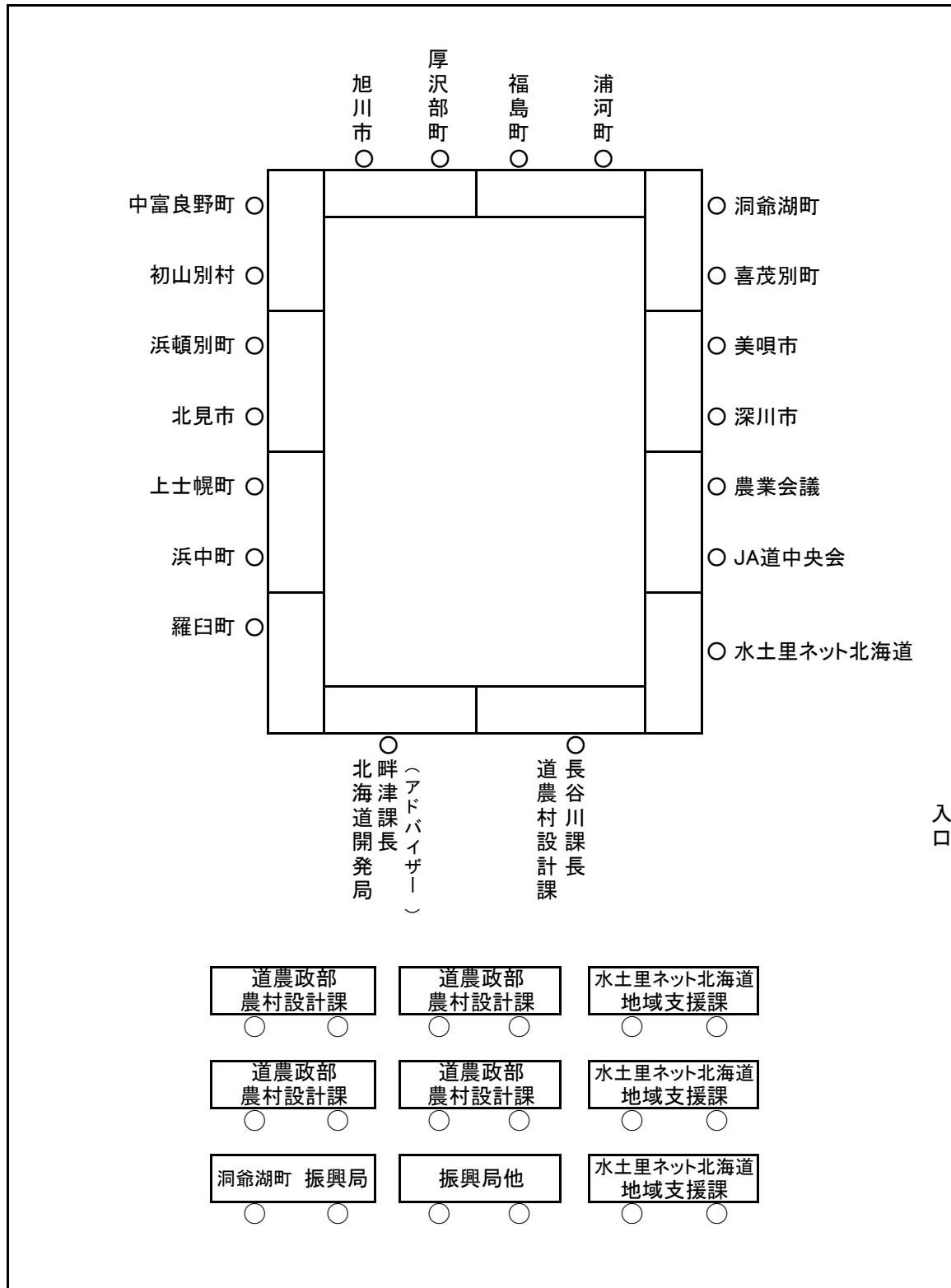
札幌駅前ビジネススペース「2A」

区分	機関・団体名	部課名	職氏名		備考
空知	深川市	経済・地域振興部農政課	主幹	塚田 教峰	代理
空知	美唄市	農林整備課	課長	山本 孝弘	
石狩	恵庭市	農政課	課長	西中 紀和	欠席
後志	喜茂別町	産業振興課	課長	大元 真	
胆振	洞爺湖町	農業振興	課長	片岸 昭弘	
日高	浦河町	産業課	課長補佐	伊藤 圭悟	代理
渡島	福島町	産業課	主任	高橋 義広	代理
檜山	厚沢部町	農林商工課	課長	是廣 善勝	
上川	旭川市	農林整備課	主査	富山 豊	代理
上川	中富良野町	産業建設課	課長補佐	五十嵐 一幸	代理
留萌	初山別村	経済課	課長	向井 隆文	
宗谷	浜頓別町	産業振興課	課長	大野 仁志	
オホーツク	北見市	農林整備課	課長	松原 和芳	
十勝	上士幌町	農林課	主幹	菅野 茂	代理
釧路	浜中町	農林課	課長	久野 義仁	
根室	羅臼町	産業創生課	課長	八幡 雅人	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	活性化担当課長	長谷川 元司	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部	部長	三沢 裕二	
	JA北海道中央会	営農指導課	主幹	高柳 泰斗	代理
	北海道市長会		参事	野宮 治夫	欠席
	北海道町村会	政務部	部長	熊谷 裕志	欠席
	北海道農業会議	事務局	次長	乾 泰司	
	北海道開発局	農業振興課	課長	畦津 知朗	アドバイザー
胆振	洞爺湖町	農業振興	主査	村上 友和	随席
	釧路総合振興局	農村振興課	指導企画係長	成田 貞徳	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	主幹(日本型直接支払)	小野寺 正幸	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	主幹(中山間直接支払)	桜木 高宏	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	主査(多面企画)	高瀬 崇	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	主査(多面管理)	佐藤 暁史	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	主査(中山間直接支払)	水山 亨	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	専門主任	三浦 美枝子	
	北海道農政部	農村振興局農村設計課	主事	高橋 礼奈	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部地域支援課	課長	橋本 英樹	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部地域支援課	指導役	千葉 正志	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部地域支援課	指導役	鷲見 栄一	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部地域支援課	指導役	梶田 克博	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部地域支援課	主幹	田村 宏幸	
	北海道土地改良事業団体連合会	技術部地域支援課	主査	佐藤 秀哉	

北海道日本型直接支払推進協議会 平成30年度 第2回幹事会 座席配置図

日時:平成31年2月19日(火)13:30～16:30

場所:札幌駅前ビジネススペース「2A」



多面的機能支払交付金

報告 (1)

国 都道府県 市町村 対象組織

都府県	北海道	交付額(定額)
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

「お問い合わせ」 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

多面的機能支払交付金における主な支払の組み合わせと交付額
(現行)

加算単価

○ 活動組織の広域化・体制強化（初年度のみ）
40万円/組織

減額措置

※1：直営施工を行わない場合かつ広域活動組織の規模を満たさない場合の減額（5/6）
※2：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の減額（5/6）
※3：取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合の減額（75%）

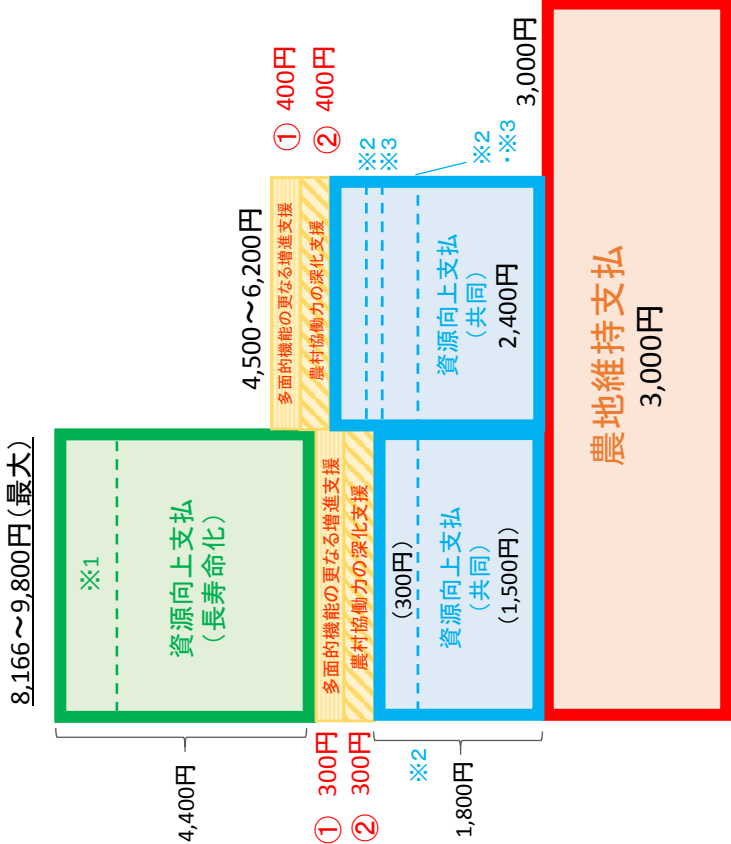
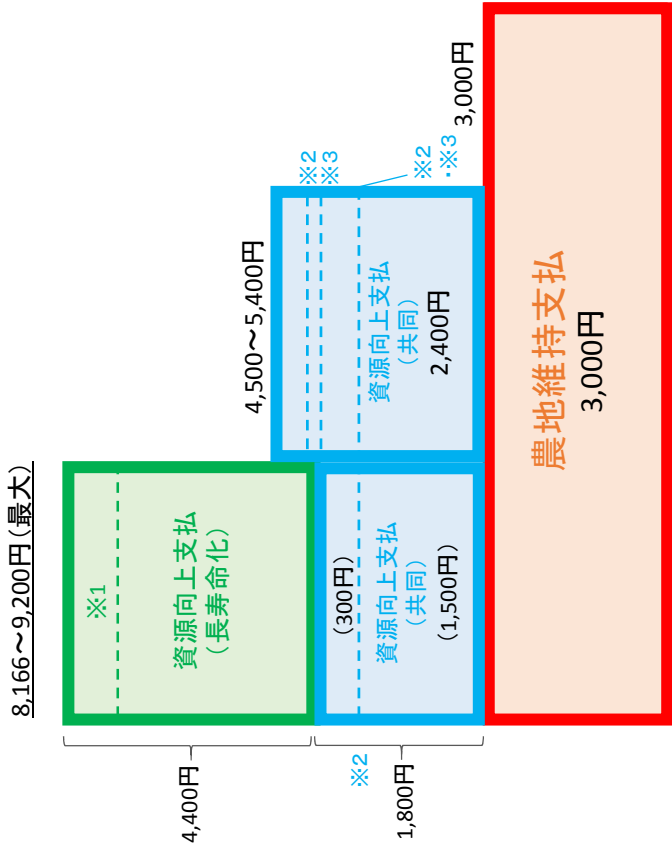
加算単価

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a等
前年度までの取組項目を1項目以上増加させる場合、または新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2項目以上取り組む場合に加算単価を適用

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a等
①に加えて、構成員（人・団体）のうち、非農業者が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合に加算単価を適用

③ 広域化した活動組織への支援（5年間）
年間交付額 総額
3集落または50ha以上 4万円/組織 20万円
200ha以上 8万円/組織 40万円
1,000ha以上 16万円/組織 80万円

継続



(単価の単位はいずれも10a当たり)

対象農用地の拡大

多面的機能支払交付金の算定対象となる、対象農用地について、資源向上支払についても農地維持支払と同様に、農振農用地に加えて都道府県知事が必要と認める地域を対象農用地に追加。

現行

見直し後

農振農用地

農振農用地以外の農用地

農振農用地
農振農用地以外の農用地

農地維持支払



農地維持支払



資源向上支払



資源向上支払



(参考) 農振農用地以外を対象農用地としている面積及び対象組織数

	農地維持支払の 認定農用地面積 (千ha)	農振農用地以外の 対象農用地面積 (千ha)	農地維持支払に 取り組む対象組織数 (組織)	農振農用地以外の 対象農用地を含む対 象組織数(組織)
北海道	780	1.1	853	51
東北	439	2.7	5,866	579
関東	200	1.1	3,420	116
北陸	223	1.1	3,415	244
東海	84	0.1	1,687	16
近畿	121	3.3	3,978	802
中国	93	0.6	3,045	166
四国	50	0.7	1,403	119
九州	254	0.8	4,573	123
沖縄	22	0.0	50	0
全国	2,266	11.5	28,290	2,216

(参考) 農振農用地以外の農用地の具体例

- 生産緑地法により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地
- 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- 緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成地域の第3号区域(田園環境)内の農用地
- 景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地

新たな加算措置の創設

多面的機能の増進を図る活動（以下「増進活動」という。）の取組を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能を増進させるため、多面的機能の増進に向けた活動への支援として加算措置を導入。

加えて、農業者と非農業者が一体となって活動を行うことで、本交付金による活動を通じた、農村協働力の深化を図っていくため、農村協働力の深化に向けた活動への支援として更なる加算措置を導入。

〇多面的機能の増進に向けた活動への支援

増進活動の取組数を1つ以上増加させる場合等に以下の単価を資源向上支払（共同）に加算

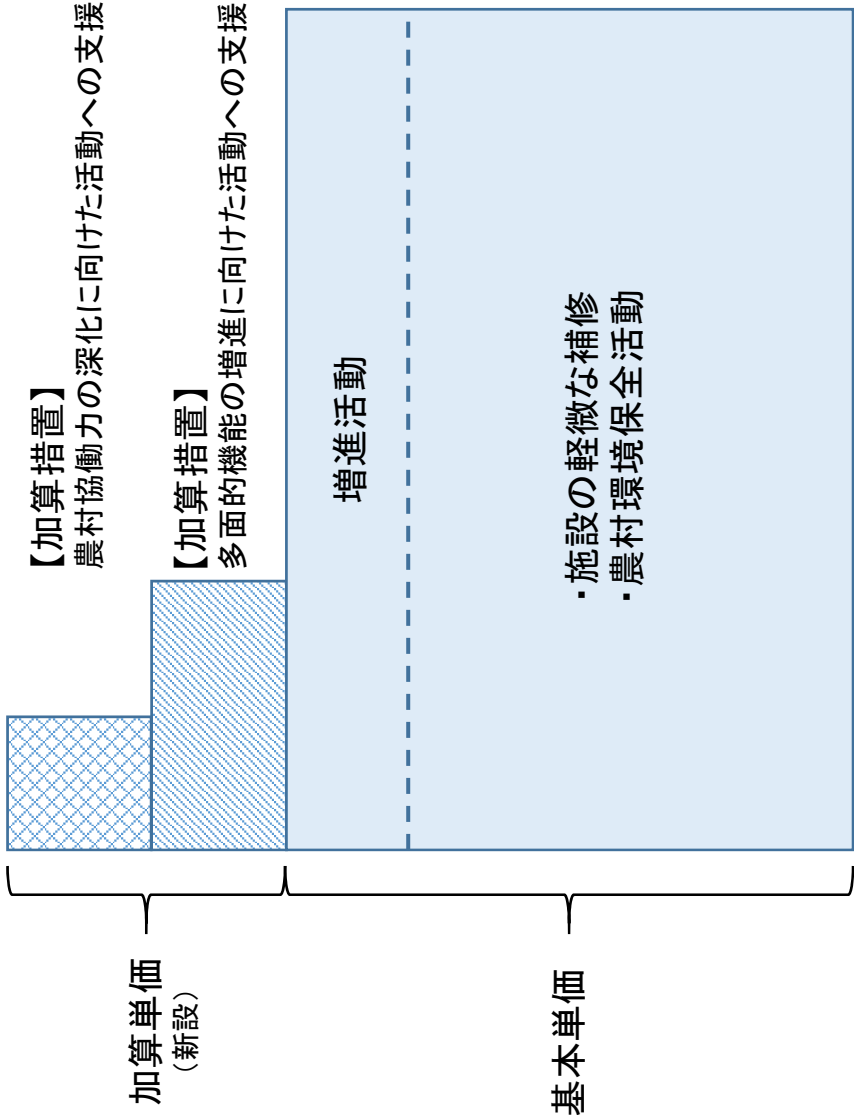
加算単価 (円/10a)	
	北海道
田	400
畑	240
草地	80

〇農村協働力の深化に向けた活動への支援

多面的機能の増進に向けた活動への支援への取組に加え、農村協働力の深化を図るため、農業者と非農業者が一体となって活動を行う場合※¹に、以下の単価を資源向上支払（共同）に更に加算

加算単価 (円/10a)	
	北海道
田	400
畑	240
草地	80

※1：構成員（人・団体）のうち非農業者等が占める割合が4割以上であり、かつ構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度実施する組織



資源向上支払（共同）

多面的機能の増進に向けた活動への支援

加算の対象となる場合

- ・これまでに増進活動に取り組んだことがある組織のうち
新たな活動計画において、直近の活動計画※1における取組数より1つ以上増加させる場合
- ・これまでに増進活動に取り組んだことがない組織のうち
新たな活動計画において、2つ以上の取組を実施する場合

※1 事業計画途中の変更の場合も含む

加算対象となる例

直近の活動計画
取組数0

直近の活動計画
取組数1

直近の活動計画
取組数2

新たな活動計画
取組数2以上

新たな活動計画
取組数2以上

新たな活動計画
取組数3以上

加算対象とならない例

直近の活動計画
取組数0

直近の活動計画
取組数2

新たな活動計画
取組数1

新たな活動計画
取組数2以下

等

(参考) 多面的機能の増進を図る活動

(活動指針及び活動要件に示す取組)

- ・遊休農地の有効活用
- ・農地周りの環境改善活動の強化
- ・地域住民による直営施工
- ・防災・減災力の強化
- ・農村環境保全活動の幅広い展開
- ・医療・福祉との連携
- ・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

(都道府県知事が定める要綱基本方針に基づく取組)

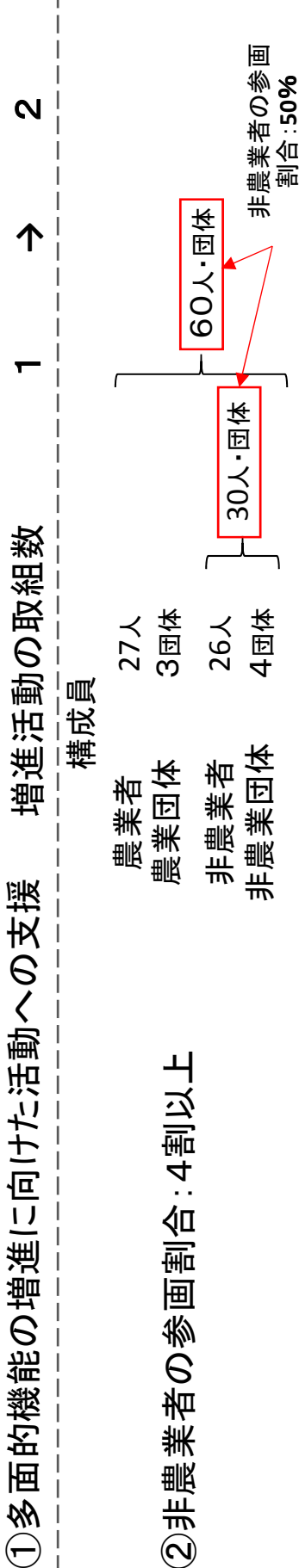
- ・都市住民との交流・連携
- ・生息環境向上施設の適正管理
- 等

農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算対象となる場合

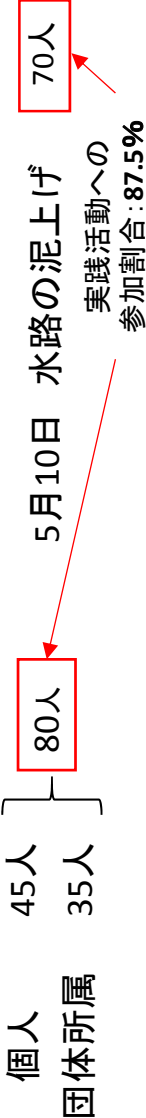
- ・多面的機能の増進に向けた活動に取り組んでいること。
- ・構成員（人・団体）のうち、非農業者等が占める割合が4割以上かつ構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること。

加算対象となる例（全ての要件を満たす場合のみ適用）



活動に参加する構成員の総人数※1

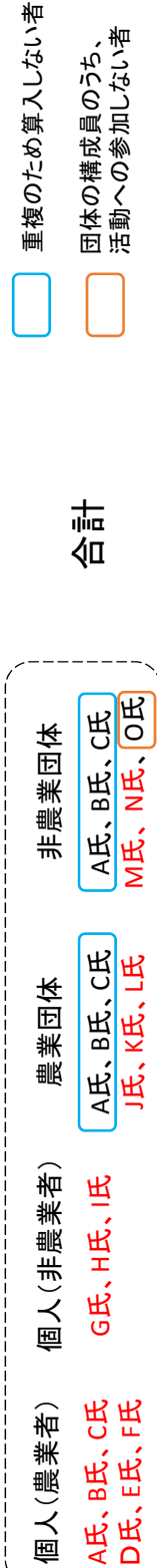
③構成員の参加割合：80%以上



※1：活動に参加する人数として事業計画に位置付けた構成員の人数。

個人で参画している構成員に加え、団体として参画している構成員のうち、実際の活動に参加可能な人数（個人との重複不可）の合計数とする。

＜活動に参加する構成員の総人数の数え方の例＞



組織の広域化・体制強化に係る支援の見直しの概要

現行の組織の広域化・体制強化に係る支援は、広域活動組織の設立時等に、活動内容や交付金の配分等を調整するために必要な経費として一律40万円/組織を交付。

しかしながら、将来にわたる活動の継続性の確保や、事務の効率化、活動の活発化等の観点から、今後、比較的小規模な広域活動組織をさらに広域化させていく必要。

このため、広域活動組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援に見直し。

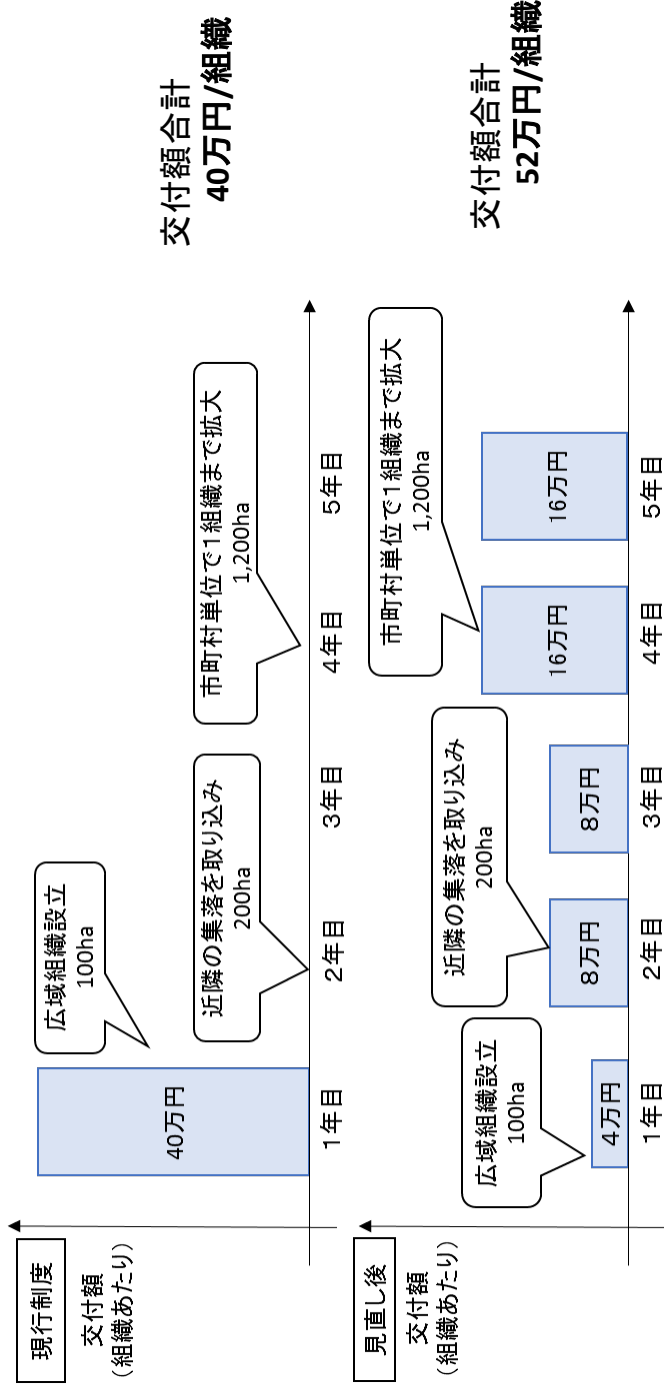
広域活動組織の面積規模別の交付額

都府県	北海道	交付額	(参考)5年間の交付額合計
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織	20万円/組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織	40万円/組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織	80万円/組織

※1:上記面積は全て農地維持支払の認定農用地面積

※2:特定非営利活動法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額とする。

段階的に広域化する場合の適用例

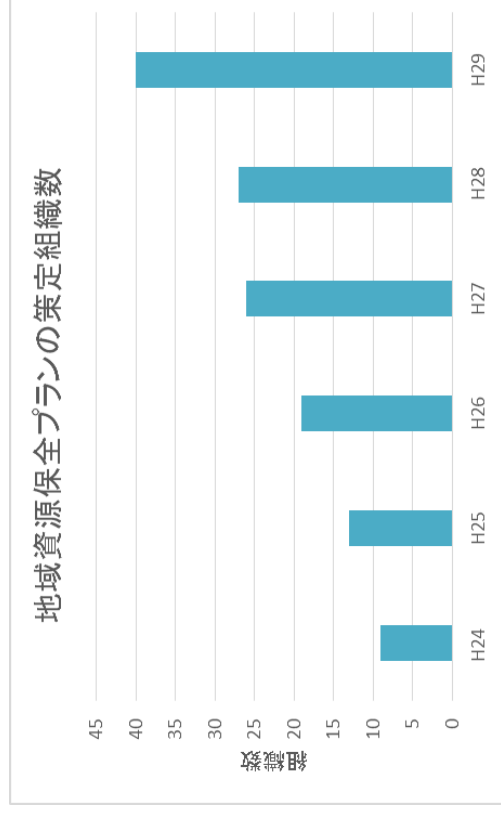


地域資源保全プランの策定に係る支援の廃止

- 地域資源保全プランの策定に係る支援については、平成24年度の創設後から6年間で本プランを策定した組織が40組織に留まっていることから、平成31年度以降は、本プランの策定に係る支援を廃止する。

地域資源保全プランの策定状況

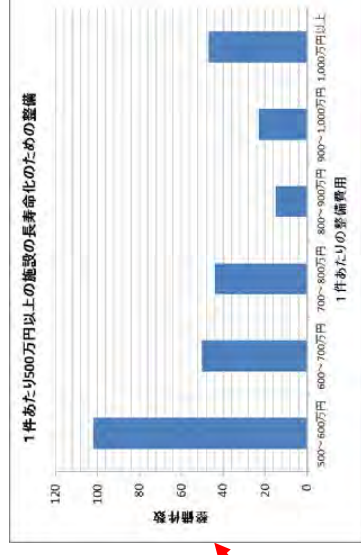
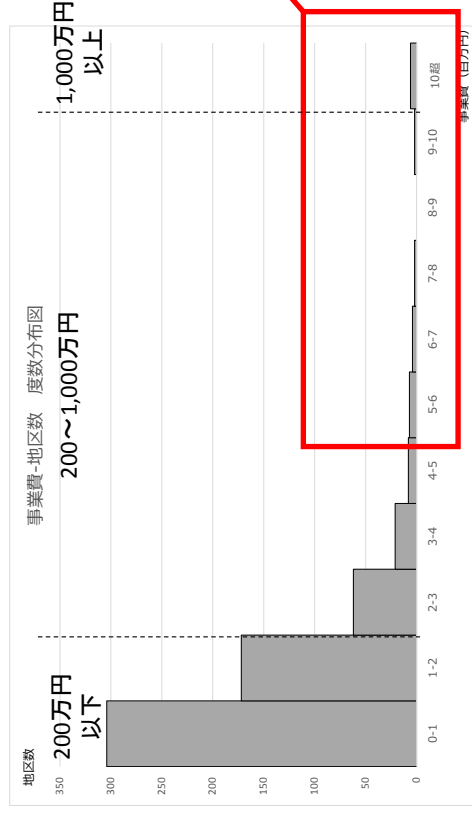
- 平成24年度から、広域活動組織を対象として、地域資源保全プランを策定する際の支援（50万円/組織）を導入し、高度なリスク管理や施設の最適な機能保全のための体制作り等を支援している。
- 平成29年度は、本プランを策定した広域活動組織は前年度から13組織増え、40組織となった。



長寿命化の実施状況について

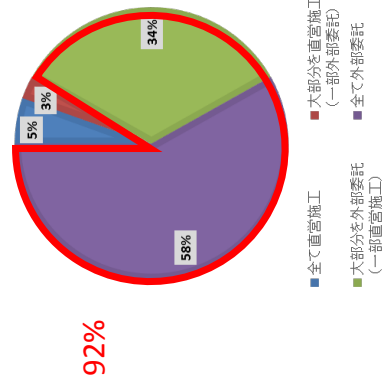
- 長寿命化のための整備の大部分は、200万円以下の整備が中心であるが、比較的規模の大きい工事を外注により行っている活動組織もあり、全体の約2割が1件あたり200万円以上の規模の整備を行っている。さらに金額ベースで見ると、200万円以上の工事が占める割合が54%に及ぶ。
- また、活動組織が行う長寿命化のための整備のうち、約6割は全て外部委託により実施しており、大部分を外部委託により実施しているものを含めると92%に及ぶ。

1件あたり整備費の規模別分布 (N=588)

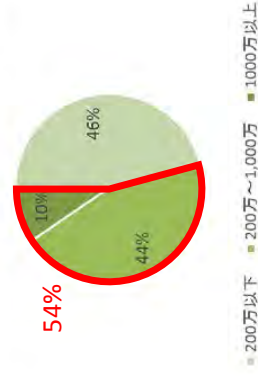


※平成29年度に実施した500万円/件以上の全ての工事

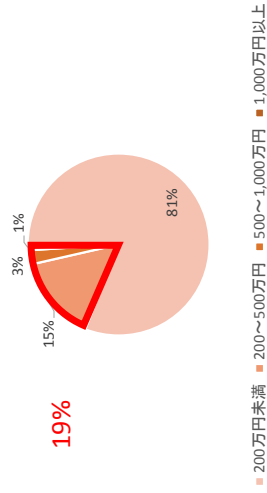
直営施工及び外部委託の状況 (N=184)



工事1件あたりの外部委託費 (金額ベース)



工事1件あたりの整備規模 (実施件数ベース)



資源向上支払（長寿命化）の見直しについて（案）

○工事1件当たり※1の費用は原則として200万円未満

これまで、工事1件当たりの費用が1,000万円以上の規模の大きな整備を実施している場合が見られており、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として工事1件当たりの費用は200万円未満とする。

【工事1件当たりの費用が200万円以上の工事の実施方法】

（方法1）1件当たり200万円以上の工事については、他事業※2等の活用を検討

他事業の要件（事業規模、受益面積、受益人数等）を満たす場合は、他事業での実施を検討。

（方法2）要綱基本方針により上限額を引き上げること等により本交付金で実施

都道府県により老朽化した施設の賦存量や、基盤整備の進捗状況等に差があり、当該工事を他事業等で実施することが困難な場合は、要綱基本方針において、工事1件当たりの費用の上限額を引き上げること等により、工事1件当たり200万円以上の工事の実施が可能。また、都道府県と協議のうえ、地域の状況を踏まえ、資源向上支払（長寿命化）により実施すべきと判断された場合についても実施可能。

○長寿命化整備計画の策定及び都道府県等による技術的指導

（方法2）により、工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合は、事業計画書の他に「長寿命化整備計画」を策定し、市町村から認定を受ける必要。また、認定を受けた組織が行う当該工事の実施に際し、都道府県等からの技術的指導（機能診断を踏まえた工法の選定の適否、完了検査等）を受ける必要がある。

※1：1箇所の長寿命化対策を分割して実施する場合は、それぞれを1件として取り扱う。

※2：農業水路等長寿命化・防災減災事業 等

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

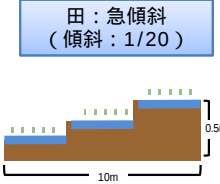
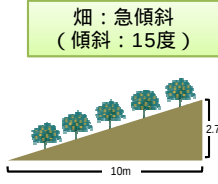
【平成31年度予算概算決定額 26,344（26,340）百万円】

- < 対策のポイント >
高齡化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。
- < 政策目標 >
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止 [平成27年度～31年度まで]

< 事業の内容 >

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890（25,890）百万円
- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
 - 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）を実施**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	
田	急傾斜（1/20～）	21,000	
	緩傾斜（1/100～）	8,000	
畑	急傾斜（15度～）	11,500	
	緩傾斜（8度～）	3,500	

田：急傾斜（傾斜：1/20）
21,000円/10a

畑：急傾斜（傾斜：15度）
11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454（450）百万円
- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

下線部は拡充内容

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】
農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

< 集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算 >

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず3,000円
	小規模・高齡化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

< 地域営農体制緊急支援試行加算 > 試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

○中山間地域においては、高齢化等による人材の不足、集落の弱体化が顕著であり、新たな人材の確保、集落機能の強化、営農や施設管理の省力化が喫緊の課題となっている。

○このため、次期対策（平成32～36年度）より、これらの課題への集中的な対策が必要であるが、その移行時には、各集落協定の見直しに伴い、継続を断念する集落が多く見られることから、平成31年度より、下記のア～ウのモデル的な支援（加算）措置を試行的に実施し、これらの課題に対応するとともに、次期対策への円滑な移行を図る。

○地域営農体制緊急支援試行加算

ア 人材活用体制整備型

新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援

[加算額]	10a当たり単価	1地区当たり上限額
	地目にかかわらず 3,000円	200万円

【イメージ】

- 営農ボランティア、農業体験等を通して行う外部人材の活用
- 就農等を目的とした移住体験の場の提供 など



営農ボランティアの活用

イ 集落機能強化型

主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援

[加算額]	10a当たり単価	1地区当たり上限額
	地目にかかわらず 3,000円	200万円

【イメージ】

- 地域づくり、福祉、防犯、農業レストラン経営など、営農以外の機能を伴った団体の設立
- 集落内外の営農以外の組織との連携体制の構築 など



道の駅を活用した生活支援活動

ウ スマート農業推進型

省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援

[加算額]	10a当たり単価	1地区当たり上限額
	地目にかかわらず 6,000円	400万円

【イメージ】

- 自走式草刈機による法面管理
- ドローンを活用した農薬散布 など



自走式草刈機の導入 ドローンによる農薬散布

北海道における平成31年度に向けての
多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）
改正の考え方（案）について

- 1 北海道独自の活動の追加について【北海道独自】
 - ・ 田越しかんがいを行っている田における落水工や、農地内にある附帯明渠排水などの附帯施設について、適正管理や補修・設置を行えるよう活動項目を追加。
- 2 関係市町村における交付単価の見直し【北海道独自】
 - ・ 基本単価によらない単価を設定する市町村について、特別単価を設定。
- 3 交付金の算定となる農用地の追記【国要綱改正関係】
 - ・ 資源向上支払交付金の交付対象農用地が拡大できることとなったので、追加設定。
- 4 外来種駆除の取組の推進【北海道独自】
 - ・ 北海道全域で取り組むことにより、より大きな効果を生み出すことを目的に、ほぼ全道地域で共通の課題となっている外来種駆除（アライグマなど）や防災減災の取組（田んぼダムなど）の推奨
- 5 資源向上支払交付金（長寿命化）における地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方【国要綱改正関係】
 - ・ 今回の国要綱要領改正により、改正により長寿命化の要件設定は都道府県が要綱基本方針で定めることとされたことに伴う追加設定
- 6 広域協定の規模【国要綱改正関係】
 - ・ 昨年度の国要綱要領改正により、広域規模は都道府県が要綱基本方針で緩和できることとされたことに伴う追加設定
- 7 システムの導入推進について【北海道独自】
 - ・ 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステムについては、GISツールによる整備を図る。
 - ・ 事務負担の軽減等に向けたシステムについては、道協議会が構築したシステムの運用を図る。

青字：変更力所
赤字：補足事項

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）（素案）

	北 海 道		
策定	平成 2 6 年	5 月	
変更	平成 2 6 年	7 月	
変更	平成 2 6 年	1 2 月	
変更	平成 2 7 年	4 月	
変更	平成 2 8 年	4 月	
変更	平成 2 9 年	4 月	
変更	平成 3 1 年	〇 月	

1. 取組の推進に関する基本的考え方 ※必要に応じて時点修正する。

本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

一方、本道の農業・農村は、食料の安定的な供給をはじめ、洪水の防止や水源かん養、美しい景観の形成などの機能を発揮し、公益的機能にも大きな期待が寄せられている。

このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成 9 年 4 月 3 日北海道条例第 10 号）第 6 条に基づき策定した「第 4 期北海道農業・農村振興推進計画（平成 23 年 3 月策定）」において、農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るため、道民の理解を深めながら、生産者だけでなく地域住民などの多様な主体が参画した農地・農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図るための取組などを推進することとしている。

他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して新たに支払制度を創設し、支援していくこととしている。

農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項 ※新要綱・要領に併せて必要があれば改正する。

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組を追加する。

ア．活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り

イ．地域共同で行う配水操作

ウ．農用地の附帯施設の適正管理

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組から 1 以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

※実践活動－農用地－③施設の適正管理 口附帯施設の適正管理を追加する。

ア．地域資源の基礎的保全活動

区 分	取組内容の追加
構成項目	点検・計画策定
対象施設等	ため池（管理道路含む）
活動項目	点検
取 組	施設の点検
取組内容	・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。
活動要件	－
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設の適正管理
取 組	鳥獣害防護柵の適正管理
取組内容	・鳥獣害防止のため防護柵、 <u>隔障物</u> の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設の適正管理
取 組	附帯施設の適正管理
取組内容	・ <u>田越しかんがいを行っている田における落水工や、農用地内にある附帯明渠排水などの附帯施設について、簡易補修等による適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	施設の適正管理

取組	計画に基づいた配水操作
取組内容	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。
活動要件	－
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	附帯施設の適正管理
取組	計画に基づいた配水操作
取組内容	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。
活動要件	－

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は、基本単価とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

ア．基本単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,300 円	1,150 円
	畑	1,000 円	500 円
	草地	130 円	65 円

イ．アの単価によらない市町村及び単価は別添１のとおりとする。

※変更のある市町村の追加削除を行う予定。

（３）交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア．農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 項に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ．ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地

- 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地生産緑地法に基づく生産緑地
- 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

市町村は、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する
地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内
で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

※新要綱・要領に併せて必要があれば改正する。

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取
組のほか、次の取組を追加する。

ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動

イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理

ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動

エ. 地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置

オ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等

カ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理

キ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土
砂流出抑制対策等の活動

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な取組を実施する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動の取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、
啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施
する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

※実践活動－農用地－②施設 □附帯施設の補修・設置を追加する。

ア. 施設の軽微な補修

区 分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	農用地
活動項目	機能診断
取 組	施設の機能診断
取組内容	・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、 「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦 畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設</u> 等の状 況確認を行うこと。
活動要件	－
区 分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定

	対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
	活動項目	機能診断
	取 組	施設の機能診断
	取組内容	・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、 <u>水路本体や集水区域の積雪状況の把握等</u> ）を行うこと。
	活動要件	－
	区 分	取組の追加
	構成項目	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	畦畔・農用地法面等
	取 組	<u>融雪材の散布</u>
	取組内容	・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>
	活動要件	－
	区 分	取組内容の追加
	構成項目	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	施設
	取 組	<u>附帯施設の補修・設置</u>
	取組内容	・ <u>田越しかんがいを行っている田における落水工や、農用地内にある附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。</u>
	活動要件	－
	区 分	取組の追加
	構成項目	実践活動
	対象施設等	水路
	活動項目	水路
	取 組	<u>積雪被害防止</u>
	取組内容	・ <u>積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</u> ・ <u>急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</u>
	活動要件	－
	区 分	取組の追加
	構成項目	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	農道
	取 組	<u>除排雪</u>
	取組内容	<u>急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</u>

活動要件	—
------	---

イ．農村環境保全活動

区 分	取組内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	水質保全
取 組	水田からの排水（濁水）管理
取組内容	・水田からの濁水流出防止を図るために、 <u>ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿を図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	取組内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
取 組	農用地から風塵の防止活動
取組内容	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、 <u>有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。</u> または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	資源循環
取 組	地域資源の活用・資源循環のための活動
取組内容	<u>【肥培かんがい施設の適正管理】</u> ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）
活動要件	—

ウ．多面的機能の増進を図る活動

区 分	取組の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取 組	<u>地域の特性や課題に応じて特に促進が必要と認められる活動</u>
取組内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの <u>土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。</u>

活動要件	—
------	---

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤ 広域的に取り組む活動の推進について

多面的機能支払交付金実施要綱第２の１には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。

そのため、道内の全ての組織が共通の目的を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を、積極的に推進することに努める。

※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。

ア．生態系保全のための外来種の駆除活動

イ．防災・減災力の強化に向けた活動

（２） 交付単価

① 基本的考え方

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価は、基本単価と継続地区（農地・水・環境保全向上対策又は農地・水保全管理支払交付金により共同活動、又は資源向上支払交付金により資源向上活動（共同）を５年間以上実施した地域及び資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）単価に区分する。

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る活動において、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価については、基本単価及び継続単価に５／６を乗じた額を交付単価とする。

継続地区については、地域資源の質的向上を図る共同活動が定着してきたことを踏まえ、基本単価の７．５割とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

ア．基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の１０アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（共同活動を実施して５年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	１,９２０円 【１,６００円】	９６０円 【 ８００円】
	畑	４８０円 【 ４００円】	２４０円 【 ２００円】
	草地	１２０円 【 １００円】	６０円 【 ５０円】
継続地区単価（共同活動を５年間以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る	田	１,４４０円 【１,２００円】	７２０円 【 ６００円】
	畑	３６０円 【 ３００円】	１８０円 【 １５０円】

活動に取り組まない場合の単価	草地	90 円 【 75 円】	45 円 【 37.5 円】
----------------	----	-----------------	-------------------

イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添 2 のとおりとする。

※変更のある市町村の削除を行う予定。

ウ. 加算単価

※国の制度であり、道独自の設定はないが、国と確認して記載する必要がある場合は記載する。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 項に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地

a. 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地生産緑地法に基づく生産緑地

b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

市町村は、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2) の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を交付する。

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～ウに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

ア. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと

イ. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと

ウ. 市町村が所有又は管理していないこと

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

d その他必要な事項

※ 上記要件の設定については、道内の動向を把握するとともに他府県の設定状況などを参考にしながら、適切に設定するべく国と協議を進めていく。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	農地	給水栓（散水施設を除く）	補修	・給水栓の破損や老朽化した箇所 の補修等の対策を行うこと。
				更新	・老朽化等により機能に支障が生じている 給水栓の更新等の対策を行うこと。

④ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙３）

北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

- ア．農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 項に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）
- イ．ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地
 - a．生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地生産緑地法に基づく生産緑地
 - b．市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - c．多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（３）その他必要な事項

- ① 市町村は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 の第 8 の 2 の（２）に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付する。
- ② 施設の長寿命化のための活動は、次の事項に留意して行うこと。
 - ア．施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、直営施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」等を参考にすること。
 - イ．対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分相談して実施すること。
 - ウ．対象組織の負担が活動経費の 3 分の 1 以上となること。

5. 広域協定の規模

北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha 以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。ただし、地域振興 5 法指定地域（特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島）等の要件を満たす場合、1,500ha 以上又は協定に参加する集落が 3 集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、対象組織の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体等から構成する北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）を推進組織として、地域の推進体制に位置付ける。

(2) 関係団体の役割分担

① 北海道

- ア. 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）に基づく基本方針を策定する。
- イ. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ対象組織に指導・助言を行うため、第三者機関を設置・運営する。
- ウ. 北海道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。
- エ. 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び推進交付金について、市町村及び道協議会から提出された申請書等を審査するとともに、申請者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- オ. 活動に関する指導・助言
- カ. 本交付金の普及・啓発

② 市町村

- ア. 法に基づく促進計画を策定する。
- イ. 対象組織の事業計画を認定する。
- ウ. 広域活動組織の協定を認定する。
- エ. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- オ. 毎年度、対象組織の活動の実施状況を確認し、北海道知事に報告する。
- カ. 活動に関する指導・助言
- キ. 本交付金の普及・啓発

③ 道協議会

- ア. 交付申請事務等に関する指導・助言
 - ・ 農業者等に対する説明
 - ・ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認
- イ. 普及推進活動
 - ・ 活動組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口（説明会の開催を含む。）
 - ・ 手引き、広報資料等の作成
 - ・ 活動組織に対する指導・助言（技術指導、事務的支援を含む。）
 - ・ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備
 - ・ 市町村現地確認システムの運用
- ウ. 実績値とりまとめ
 - ・ 実績値（面積、活動量等）のデータ入力処理
- エ. 検査等の支援
- オ. その他

- ・活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援
- ・その他必要となる事務（本交付金の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村及び道協議会に交付する。
- ・活動事例や財産譲渡の情報等の収集

（３）市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び道協議会への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市町村推進事業又は推進組織推進事業の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村及び道協議会に交付する。

（４）その他必要な事項

① 北海道地域資源保全情報について

農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取組む活動組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援することを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進めていく。

② システムの導入推進について

多面的機能支払交付金に取組む活動組織からの事務負担の軽減要望に応えるとともに、本交付金の成果を詳細に把握するための活動情報の収集や、適正な事務処理と効率的な執行体制の確立に向けて、北海道・市町村並びに道協議会がともに協力し、次のシステムの導入を積極的に推進する。

ア．北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステム

①の北海道地域資源保全情報の蓄積・整備に向けて既存GISツールによる整備を図る。

イ．事務負担の軽減等に向けたシステム

事務負担の軽減、活動情報の収集等に向けて、道協議会が構築する帳票作成支援システムの運用を図る。

7. その他

~~（１）平成２６年度までに実施した多面的機能支払交付金に係る役割分担~~

~~平成２６年度の地域協議会推進事業のうち、平成２７年度に行う事業については、道協議会が実施する。~~

~~（２）向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全活動）について~~

~~農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成２４年４月６日付け２３農振第２３４２号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、北海道農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針（平成２５年６月２１日付け農村振興局長同意）に基づき実施することができる。~~

（１）市町村又は土地改良区等が所有又は管理する施設の工事の実施について

- ① 市町村が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、事業計画認定時に示された条件に基づき必要な手続きを行うものとする。
- ② 土地改良区等の市町村以外の者が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、あらかじめ土地改良区等と工事に関する確認書を交わすものとする。
- ③ 対象組織は、施設を所有又は管理する者からの事前の指示に基づき、補修等を行った施設

の諸元、位置等の情報及び工作物について、施設を所有又は管理する者に速やかに譲渡するものとする。

(2) 活動事例の収集について

市町村は、多面的機能支払実施要綱・要領に基づき実施状況の確認を適切に行うとともに、活動事例の収集に努めるものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

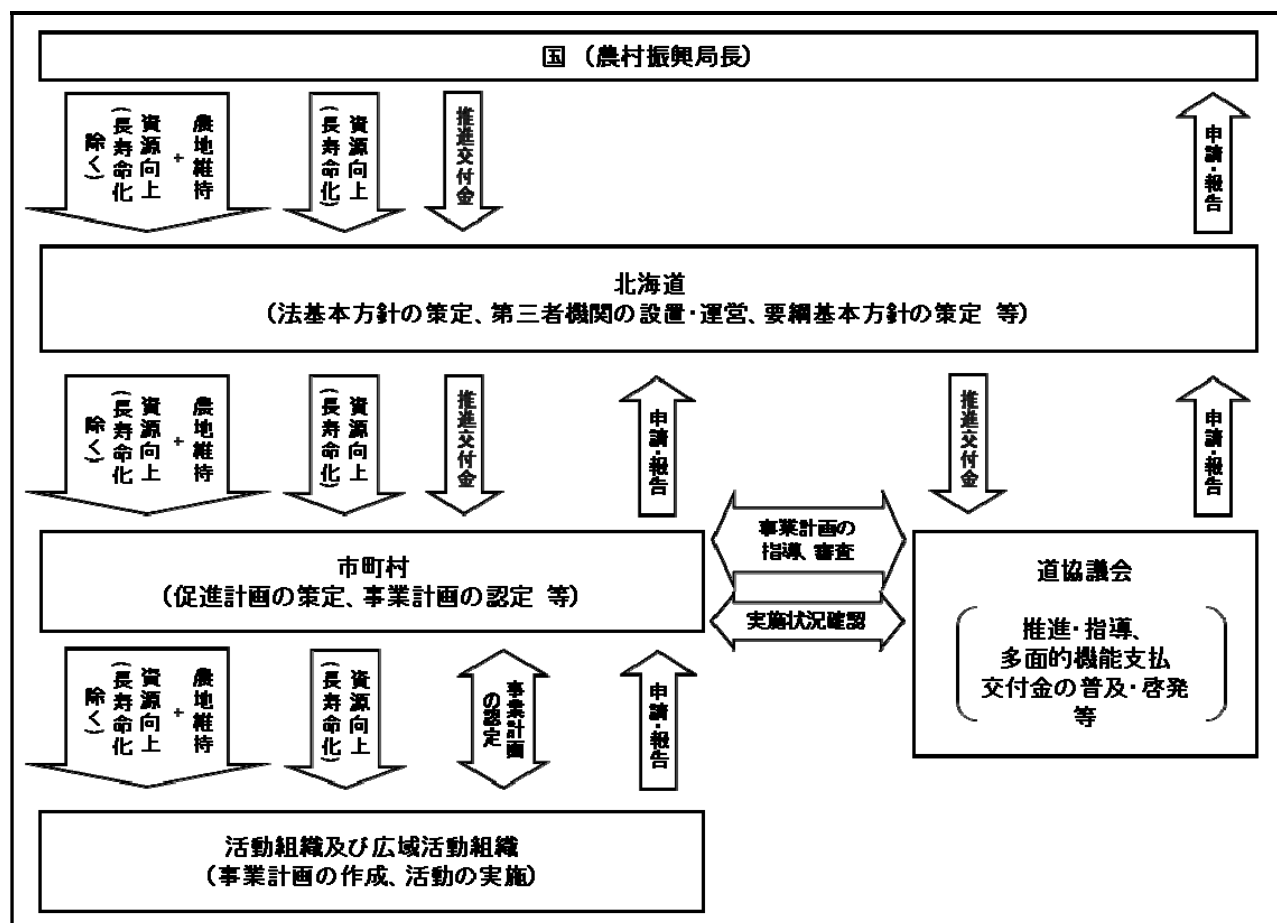
<参考 1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	北海道	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会			○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○	○	
(2) 通知、交付	○	○		
10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○	

<参考 2>

実施体制図



多面的機能支払交付金の使途対象活動の拡充要望の聞取り【取りまとめ表】（回答入り）

No	希望する取組の内容	可否	扱いに対する回答	補足事項
■ 畑・草地における水路・農道の要件				
1	対象施設以外の水路・農道に係る活動を行いたい		① 水路及び農道における要件として、対象施設に位置付けた全施設の点検・機能診断と「草刈り」を行うこととされている。 ② しかし、畑・草地においては農作物に影響を与える病害虫の発生が少ないことや、大雨時の法面保護や動植物の保護の観点から、毎年度、草刈等の維持活動を必要としないことも多いことから、各施設を対象施設に位置付けた場合であっても、農用地と同様に、点検の結果、必要に応じて「草刈り」行うものとする。	要綱基本方針の見直しは行わない
■ 堆肥舎・格納庫等に関する取組				
2	共同で管理する牛舎周りの次の取組 ・舗装 ・電線の地下埋設 ・畜産農家の育成舎等周辺の整備	×	【共通】 ① 本交付金は、活動の対象に位置付けた農地及び農業用施設の維持管理等の活動と農村環境の保全活動を行うものであり、営農作業や個人財産の増高に繋がる活動を使途対象とすることはできない。	要綱基本方針への追加は行わない
		×	【牛舎周りの舗装】 ② 牛舎は対象施設に位置付くものではないことから、共同で管理する牛舎であっても舗装化に係る活動は使途対象外。 ③ 酪農地帯における市町村除雪対象区間を除く集乳路線では、ミルクローリー車の通行障害を回避する観点から、「地域の重要な通行の場」として農道に位置付けたうえで、補足事項に記載の活動として除雪を対象としている。 また、農道に位置付ける必要があることから、路面維持等の活動を対象としているが、主たる利用者が個人に限定されることからアスファルト等による舗装化は不可。	● 次の活動に位置付けて実施のこと。 農村環境保全活動 → 景観形成・生活環境保全 → 施設の定期的な巡回点検・清掃
		×	【牛舎周りの電線の地下埋設】 ④ 電線は、個人の生活及び営農に必要な電気の利用に向けて設置されたものであり、新設はもとより地下埋設に要する経費についても使途対象外。	

		△	【育成舎及び堆肥舎等の周辺整備】 ⑦ 畜産農家における育成舎等の維持管理は、対象施設に位置付ける背景が整理されないため、整地も含めて不可である一方、有機質処理施設(堆肥舎)については、共同管理施設※に限り、破損施設(屋根、床版等)の補修等のほか、農業生産等への障害が生じないよう周辺部の草刈・除草とともに、整地(砂利補充含む)することを可能とする。 なお、次のことに留意願いたい。 ・対象とならない施設周辺(住宅等)まで活動が及ばないこと。 ・共同管理施設であっても、堆肥の販売を主たる目的とした施設の活動は不可。 ※ 個人所有施設であっても共同管理組合の設立等により地域共同で管理することを取り決めている場合は対象施設となる。	●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上(共同)→農用地→有機質処理施設の適正管理
3	家畜糞尿の処理		【共通】 ・酪農・畜産農家から排出される糞尿(家畜排せつ物)は、関係法令に基づき適正に処理され有効活用(堆肥化)することとされているが、処理等の作業過程において、臭気問題や河川等への流出による自然環境への影響が懸念される場合がある。 ・以上のことから、次のとおり一部の取り組みを用途対象とする。	要綱基本方針への追加は行わない
		△	【牛舎等周辺への排水浄化設備の設置】 ① 当該取組は営農上必要なことであり、本交付金の用途対象とならないため、他の補助事業等を活用し整備願いたい。 ② 一方、放牧地においては、家畜排せつ物が降雨等の影響で排水路等へ流出する懸念があることから、補足事項に記載の活動として対応することが可能。具体的には、排水路断面内において行う次の活動が想定される。 A. 土のうを設置し、上水のみを流下させる。 B. 貝殻や木炭等のろ過材を設置し、浮遊物の除去を行う。	●次の活動に位置付けて実施のこと。 農村環境保全活動→水質保全→沈砂池の適正管理
		○	【家畜排せつ物の堆肥化】 ③ 糞尿の資源循環を図ることを目的に、補足事項の活動に位置付けたうえで、次の取組を用途対象とする。 ④ なお、共同利用する施設において堆肥化を図る場合に限る扱いであり、共同利用施設であっても個人(A氏)農家が排出し堆肥化したものを、個人(A氏)の農地等へ還元する取組は用途対象外となることに留意のこと。	●次の活動に位置付けて実施のこと。 農村環境保全活動→資源循環→地域資源の活用・資源循環のための活動

			【使途 <u>対象</u> の取組】 ・共同施設へ搬出する経費（積込・運搬） ※麦・稲ワラ・下水汚泥等による場合も同様の扱い ・共同施設の受入に要する費用 【使途 <u>対象外</u> の取組】 ・共同施設から堆肥を購入（取得）する費用 ・購入（取得）した堆肥を運搬する費用 ・購入（取得）した堆肥を散布等する費用	
4	ポンプ場建屋や格納庫等の屋根への塗装や補修	△	① 格納庫等の農業用施設の単なる塗装はできないが、次の取り組みは使途対象とする。 なお、共同で管理する有機質処理施設の扱いは、No2に記載のとおり。 【ポンプ場建屋の扱い】 ② 対象施設に位置付く管路（パイプライン）のポンプ場や配水池の建屋については、管路の機能を維持発揮させるために必要な施設であることから、補足事項に記載の活動として、壁面・屋根の補修・塗装等の活動を使途対象とする。 【景観形成の取り組み】 ③ 補足事項に記載の活動として、良好な景観を維持・改善することを目的に、複数の施設の壁の同系色化に向けた取組が可能であり、この一環で壁面への描画や塗装等を行うことが可能。 この場合、地域で一体的に行う必要があることから、1戸のみの塗装等を対象とするものではないことに留意のこと。 【共同活動に使用する機械を格納している場合】 ④ 草刈等の共同活動に使用する機械を格納している施設（格納庫等）については、次の条件を満たす場合に、塗装や壁面の補修等に要する経費を使途対象とする。 なお、本事業に使用する機械と共同利用組合が管理する機械の専有面積等を考慮して、対外的に説明できる使途範囲（金額）にするとともに、当該説明資料を書面で整理・保管することに留意が必要。 ■条件 A. ○○利用組合等の共同利用組合が管理する施設とし、個人所有施設は除く B. 当該施設の管理者に対して、管理費を支弁していない場合	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上（共同）→ 水路 → 破損施設の補修 ●次の活動に位置付けて実施のこと。 農村環境保全活動→ 景観形成・生活環境保全 → 農用地等を活用した景観形成活動 交付金の使途対象とするが、対象施設に位置付ける必要はない。

■ 農用地に関する取組

5	農用地の石れきの粉砕	○	① 石れきの粉砕は、補足事項に記載の活動として行うことが可能。 ② また、取組に必要となる機材（ストーンクラッシャー）の購入・リースも可能だが、競争性・透明性の確保に留意のこと。	要綱基本方針への追加は行わない ● 次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上（共同）→ 農用地 → 農用地の徐れき
6	防風林の設置	○	① 現行の要項基本方針では、「農地維持支払→農用地→②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈」の一環で苗木の捕植が可能だが、新たに防風林を設置することはできない。 ② 一方、補足事項に記載の取り組みで「風塵防止のための並木を整備」することが可能であることから、活動計画に位置付けて対応のこと。	要綱基本方針への追加は行わない ● 次の活動に位置付けて実施のこと。 農村環境保全活動 → 景観形成・生活環境保全 → 農用地からの風塵の防止活動
7	農地の一部にある作業道や浸透枺、開水路の扱い	△	【共通】 現行の地域活動指針では、農用地の取組項目に「破損施設の補修」がないため活動対象の施設が限定されているが、平成31年度の制度改正に向けて、農林水産省と「資源向上（共同）→農用地→破損施設の補修」を追加すべく協議を行うこととする。	
			【農地の一部にある作業道】 ① 現行の地域活動指針では、農地の一部を作業道として利用している場合であっても、対象施設（農道）に位置付けたうえで維持管理活動に取り組む必要がある。 ② この場合、農道としての管理が必要となり、活動組織の負担が懸念される。 ③ このことから、【共通】に記載の活動を整理したうえで、同取組項目において維持活動（敷均し等）ができる仕組みを整える予定。	
			【暗渠及び表面水の浸透枺】 ④ 浸透枺は、暗渠の落とし口が確保できない圃場において設置されている場合があるほか、農業者が表面水の地下浸透促進を図る目的で設置されているもの。 ⑤ 農業生産活動への影響による農用地の遊休化を回避する観点から、No7③と同様に浸透枺の補修及び新設を行える仕組みを整える予定。 ⑥ なお、暗渠の新設は本交付金の使途対象外であり、農地耕作条件改善事業等の他の補助事業により対応願いたい。	

8	農用地に開水路を新設	△	① 単に農用地に開水路を新設する活動は不可だが、既存の暗渠附帯明渠が埋塞している場合にあっては、補足事項に記載の取り組みとして、土砂上げを行い機能回復を行うことは可能。 ② また、No7③と同様に附帯明渠の新設に向けて検討を進めたい。 ③ なお、降雨等の影響により、過去に沢水等が農地に流入した場所にある場合は、同様の事象により農地の浸食等を抑制する観点から、承水路(素掘水路)等の新設を認めている。	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上(共同) → 農用地 → 畦畔・農用地法面の初期補修 農地維持 → 農用地 → 異常気象後の応急措置
9	圃場の冠水被害軽減に向けた排水ポンプの準備	△	① 異常気象時の応急措置として、排水路へ設置する可搬型のポンプの準備(購入)を認めているが、農地での使用を目的としたものではないことに留意のこと。 ② なお、ポンプを稼働させる際に必要となる発電機のリース(借上げ)は使途対象だが、準備(購入)は汎用性があることから使途対象外となることに留意願いたい。	
10	幅広畦畔への砂利補充等		① 圃場整備事業等を通じて整備された幅広畦畔については、農道に位置付けなくとも、補足事項に記載の取り組みとして砂利補充等の路面維持活動を行うことを可能とする。	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上(共同) → 農用地 → 畦畔の再構築
11	春先に行う融雪排水促進のための溝きり	○	① 「融雪排水促進のための溝きり」については、融雪排水及び降雨水の地下浸透促進を図り、農地法面の浸食を抑制して形状を確保する観点から溝きりや心土破碎を行うものである。 ② この目的を達成させるための心土破碎については、一般的に作物収穫後の秋口に行われる場合が多いが、活動時期を定めているものではないことから、春先に実施することでも構わない。 ③ なお、畑作地帯で行われるプラウによる「秋起こし」は、当該活動に該当しないので留意のこと。	
12	農用地の雪割り 農用地の雪踏み	○	① トラクター等を用いて「雪割り」を行うことで、積雪の表面積を増大させ融雪促進効果を高めることから補足事項に記載の活動に位置付けて取り組むことを可能とする。 ② また、トラクター等によりけん引するタイヤローラー等を用いて行われる「雪踏み」により圧雪とすることで、土壌の凍結促進を図る取組があるが、このことにより、土塊が細粒化され、融雪時期の農地表面の乾燥化が促進されることから、補足事項に記載の活動に位置付けて取り組むことを可能とする。	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上(共同) → 農用地 → 融雪排水促進のための溝きり

			③ なお、当該活動は、取組の説明の「…溝切や心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進…」の「等」に位置付けるもの。	
13	暗渠及び客土	△	① 暗渠排水の設置や土性改善のための客土は、本交付金の使途対象外。 ② 一方、既存暗渠の部分補修については、平成30年10月26日付けで案内しているとおり、高圧洗浄機能を有した機器等により管内洗浄を行い、補修が必要な個所を特定したうえで、部分的に補修することが可能。 ③ なお、補修箇所の特定に向けては、地中レーダーを使用し、暗渠管のズレ等の確認を行う手法も可能。	
14	・鳥獣害対策の忌避装置（センサー付き音出し装置） ・有害鳥獣の捕獲等に係る成功事例の紹介	○	① 鳥獣害対策の忌避装置の設置については、鳥獣被害防護柵の効果を補完する取組として使途対象としており、センサー付き音出し装置の購入・設置等とはもとより、捕獲・見回りの活動も使途対象となる。 ② なお、①の取り組みは、鳥獣被害防護柵が設置されている区域のほか、設置されていない区域においても市町村の一部に柵等が設置されている場合は、柵等の効果を補完する観点から取り組むことを可能とし、①の活動のほかに捕獲等の活動（捕獲・見回り）も使途対象としている。 ③ また、市町村が認定する有害鳥獣（ヒグマ・カラス・キツネ等）を対象に同様の活動が可能であるが、アライグマの駆除は、補足事項に記載の取り組みとして実施のこと。 ④ 捕獲等の活動を通じて有害鳥獣の減少が確認された事例は把握できていない。 今後、取組事例の収集を行い、関係機関との連携を図ったうえで事例紹介を検討をしたいと考える。	● 次の活動に位置付けて実施のこと。 農村環境保全活動 → 生態系保全 → 外来種の駆除
15	農地への堆肥散布	△	① 堆肥（有機質）散布は、「農村環境保全活動→景観形成・生活環境保全→農用地からの風塵の防止活動」で取組が可能だが、“風塵防止”を目的としたものであり、地力維持を目的としたものではない。 ② よって、当該取組は、「砂質土及び火山灰質土」で、風により表土の飛散が生じる農地に限る必要がある ③ なお、堆肥（有機質）の散布は、当該農地の土壌の団粒化が図られ保水力を高まる等の土性改善が図られていることを第三者に説明する必要があることから、土壌診断調査等を継続的に実施・管理願いたい。	

16	ハウス等農業用施設周辺の除排雪		※現在検討中	
■ 水路・農道に関する取組				
17	給水栓(畑かん等)の管理スペースの整備	○	① 畑地かんがい施設の附帯施設である多目的給水栓等の利用にあたり、農業者等が農地の一部に火山灰等を搬入するなどにより整備した管理スペースについて、火山灰等により整地することを可能とする。 ② この場合、当該管路を水路に位置付けて、補足事項に記載の活動として実施すること。 ③ なお、収穫物の集出荷場(土場)のみに使用するスペースの整備は、使途対象外であることに留意のこと。	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上(共同)→ 水路 → 破損施設の補修
18	農業振興区域外の水路及び農道の管理	○	① 本交付金は、慣行として対象農用地と一体となって地域で管理される施設を共同活動の対象としている。 ② このとき、路線の一部(流末等)が市街化区域内を通過することが想定されるが、対象農用地周辺の施設と一体的に当該区間の維持管理活動を行う必要性が説明できる場合は、対象施設に位置付けることが可能。 ③ また、上流域からの土砂の侵入を抑制する必要がある等の場合についても、②と同様に対象施設に位置付けて維持管理活動を行うことが可能であるが、本交付金により活動が可能な範囲であるかを確認したうえで位置付けること。	要綱基本方針への追加は行わない
19	国及び道が管理する河川や道路における法面等の支障木の伐採や草刈。	○	① 国及び道が管理する公共的施設の管理については、管理者が行うことが前提であり、対象施設に位置付けることはできない。 ② 一方、慣行として、地域で管理する水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、当該対象施設周辺等の共同活動として実施が可能であり、支障木の伐採(雑木処理)は草刈活動の一環で実施が可能である。 例:農地沿いにある河川堤防法面の草刈を農地周りの草刈と一体的に実施など。 ③ なお、この場合であっても、国及び道が管理する施設本体の補修等は不可。	要綱基本方針への追加は行わない

20	農道表面水の農地への流入対策	○	① アスファルト舗装がされている農道の取付道路は、降雨水等の表面水が農地に流入しないように、3cm程度の段差が設けられているが、除雪や営農作業の影響で段差が無くなる場合がある。 ② この場合、補足事項に記載の活動として、アスファルトを用いて取付道路入口の段差を復元させることのほか、取付道路の中間部（道路と農地の間）にアスファルトで肉盛りを行い、道路側溝へ表面水を逃がすことも可能。 ③ なお、農道の表面水や沢などからの出水が集中して取付道路に流入する等の場合にあっては、横断グレーチングを設置するなども可能であるが、必要性を判断したうえで適切に実施すること。 （全ての取付道路にグレーチングを設置するなどとは不可）	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上（共同）→ 農道 → 破損施設の補修
21	農道の側溝の新設	△	① 道路側溝は、道路設計指針等に基づき設計されたものであることから、単に新設を行うことは不可。 ② 一方、No8③と同様に、過去の降雨等の際に、農道法面の浸食等が生じた場所にあつては、同様の事象が生じないよう道路管理者と協議のうえ、承水路として側溝（流末処理含む）を新設することは可能。 ③ また、農地の一部に開水路（附帯明渠）を設置する扱いについては、No7③に記載のとおり。	
22	道路路肩法面の雪割り	○	① 冬期間の除雪作業に伴い農道の路肩法面及び側溝に堆積した雪については、融雪の際に道路等の法面の浸食に繋がる場合はあることから、雪割り及び融雪剤の散布を行うことを可能とする。	要綱基本方針への追加は行わない ●次の活動に位置付けて実施のこと。 資源向上（共同）→ 農道 → 除排雪
23	農道の舗装化 市町村管理施設における長寿命化事業	△	① 本交付金においては、長寿命化のための活動が行えるものであり、砂利道路面のアスファルト舗装化は当該活動に位置付くもの。 ② しかし、長寿命化のための活動の対象施設は、市町村管理施設を除く施設に限られているため、市町村道のアスファルト舗装化は用途対象外となる。 ③ なお、アスファルト乳剤等と路盤材を攪拌することで防塵処理する工法があり、平坦性の確保と防塵効果が期待できるが、これは舗装化に該当しない。	

■ その他の取組

24	著しく破損した施設を新材に更新	○	① 対象施設(附属施設を含む)において、破損等が生じた場合は、各施設における「破損施設の補修」の取り組みとして、補修が可能。 ② 一方、補修の部品が無い場合や、損傷が著しく新材への更新が適切と判断(見積額が新材の方が安価等)された場合は、①の取り組みとして新材を用いて対応することも可能。	
25	対象施設以外への植栽等の活動	△	① 本交付金において活動対象となる施設は、農地・農道・水路・ため池とされており、集落会館・公園等のコミュニティ施設そのものである活動は使途対象外である。 ② 一方で、集落会館等が、農地や農道等に隣接しており、当該施設の草刈等の維持活動と一体となつて行うことで、作物に対する病害虫発生の影響を回避できると判断される場合は、集落会館や公園等の共同活動(草刈やゴミ拾い等)を行うことが可能。 ③ 花の植栽については、活動対象施設周辺への植栽が認められていることから、当該施設周辺に存するコミュニティ施設への植栽が可能。	
26	地域のお祭りやイベントの準備	△	① 地域のお祭りやイベントの準備に要する経費に、本交付金を充てることはできない。 ② 一方、お祭りやイベントにおいて、本交付金の活動を啓発するブースを設けて、必要となる経費(日当、資機材費等)に充てることは可能。	
27	神社や地域にある施設の整備	△	① 神社やコミュニティ施設(会館等)の簡易補修等に要する経費に、本交付金を充てることはできない。 ② 一方、No25にあるように、活動対象施設と一体的に共同活動を行うことは可能。	
28	農業後継者の育成に向けたイベントや研修	△	① 単に農業の見識を深める研修や新規就農者の確保に向けたイベントに要する経費に、本交付金を充てることはできない。 ② 一方、農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」として”有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催”に必要となる経費に充てることは可能。 ③ また、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の、“地域住民等との意見交換等”に必要となる経費に充てることは可能。 ④ なお、これらは「地域資源の適切な保全管理」を目的とした検討会や意見交換等であることに留意が必要。	

29	視察研修の実施	△	① 本交付金による事業を推進するうえで必要となる研修に要する経費は使途対象だが、目的外の使用がされた場合は、全額又は一部を返還する必要がある。 ② また、研修の目的を明確にし、第三者へ説明する必要があることから、関係市町村等と事前協議を行うなど、慎重に判断願いたい。	
30	総会や地域住民との意見交換への参加者に対する日当・弁当等の支弁	△	【総会に関する日当の扱い】 ① 関係機関からは次のとおり指導を受けており、次の例示を確認し適切に対応願いたい。 ・総会に参加する構成員に対する日当は適切ではない。 ・地域住民との意見交換や研修等参加者への日当の支弁は可能。 ② 一方、総会の前に「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」の取組を行うほか、「各種研修」等を実施する場合は、日当を支弁することも可能。 【弁当の支給に関する扱い】 ① 関係機関からは次のとおり指導を受けていることから適切に対応願いたい。なお、以下に可能な例を示すので参考のこと。 ・弁当の支給は、活動の連続性や支給背景を説明できない場合は不可。 ・弁当の支給が適切な活動であっても、回数を制限する等が必要。 ・会議時や活動の休憩時に配布する必要最低限の茶菓は使途対象。 ＜弁当支給が可能な例＞ ※農作業終了後、速やかに会議等を行わなければならない場合。 ※食事時間帯の前後に会議を行う場合であって、他の活動に関する意見交換を行いながら弁当を食する場合。 ※10:00～16:00の間、複数人が連続して活動をする（帰宅しない）場合。など ② 弁当を食している時間及び休憩の時間については、日当の対象外。	
31	交付金の持越	○	① 本交付金は事業期間内において、目的を持って持ち越すことを可能としていることから、活動組織が行う必要がある大規模な補修等に必要経費を、複数年間持越して使用することが可能。 ② ただし、①によらない場合の持越は、翌年度の交付金が交付される以前の4月～6月の間に必要となる経費に充ててを目的に持ち越すものであり、むやみに持ち越すことを推奨するものではないことに留意のこと。 ③ なお、事業期間終了後、新たな事業計画の認定を受ける活動組織にあつては、交付金額の3割を上回る額を持ち越さないように努める必要がある。	

１ 資源向上支払交付金（共同活動）
 １ 施設の軽微な補修（実践活動）
 農用地 ②施設
 鳥獣害防護柵の補修・設置

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	H29からの扱い		
			可否	内容	補足事項
A 町	シカ等の農用地への侵入による農業被害防止のため、爆音器及び発光器等忌避装置を設置すること。	○ 従前から鳥獣害防護柵の補修・設置を補完する活動として認められている。	○	・ 防護柵が設置されていない区域であっても、忌避装置の設置を可能とする。	・ 要綱基本方針への追加等を行わない。 ・ 鳥獣害防護柵等が設置されていない区域においても市町村の区域の一部に柵等が設置されている場合は、柵の効果を補完する観点から、捕獲等の活動(捕獲・見回り・忌避装置設置)を行うことを可能とする。 ・ 地域活動指針における「特定鳥獣(エゾシカ)の食害等」の“等”については、市町村が認定する有害鳥獣(ヒグマ・カラス等)を含むものとする。
B 町	鳥獣被害防止のため、鳥獣害防護柵が設置されていない区域でも罾や銃器による有害鳥獣の駆除・捕獲を行うこと。	○ 鳥獣害防護柵の補修・設置を補完する活動として、設置箇所に限定した取組であった。	○	・ 防護柵が設置されていない区域であっても、捕獲等の活動を可能とする。	
C 町	特定鳥獣害(罎、鹿など)から作付農作物を守るとともに、共同活動時の安全確保(罎襲来)のための見回り活動をハンターに委託すること。	× 特定鳥獣(エゾシカ)の目撃情報の収集活動は可能だったが、ヒグマを対象とはしていなかった。	○	・ 目撃情報の収集活動は、エゾシカのほかヒグマ等の被害を回避するために活動組織区域内(一部周辺を含む)におけるハンターによる見回り活動を含むものとする。	
D 町	キツネとカラスによる家畜被害が頻発しているため、害獣の捕獲活動を行うこと。(キツネ:出産時に子牛の鼻口を食べる、カラス:牛の乳房血管を破る)	× 鳥獣害防護柵の効果を補完する取組として、エゾ鹿等の駆除が行なえるものであり、キツネとカラスの捕獲は対象としていなかった。	○	・ 市町村が有害鳥獣に認定している場合に限り、キツネ・カラスの捕獲等の活動を可能とする。	
補足	・従前と同様に、鳥獣害防護柵が設置されていない活動組織において、新たに当該施設を設置することができる。 ・鳥獣害防護柵、隔障物の“新設”、有害鳥獣の捕獲を行う活動組織は、当該活動を「多面的機能の増進を図る活動」の“農地回りの共同活動の強化”に位置付けることができる。				

2 農地維持支払交付金

1 地域資源の基礎的な保全活動(実践活動)

農用地

④異常気象時の対応

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	H29からの扱い		
			可否	内容	補足事項
E 町	大雨等による農用地の冠水被害防止のため、農用地に隣接する新たな水路の設置すること。	× 水路の新設は不可。 ただし、既に設置されている暗渠附帯明渠が埋没したため、機能回復を目的に対象路線を水路に位置付けて、農地維持支払の取組として土砂上げを実施することは可能。	○	・ 過去に起きた異常気象時に、沢及び河川等から降雨水及び土砂等が流入した農用地周辺に承水路等を新設し、降雨水や土砂等の流入を未然に防止する活動が可能とする。	・ 異常気象に未然に対応するため、水路へ設置する可搬型の排水ポンプの準備等が認められている。
F 町	融雪時ではなく、大雨及び洪水時の応急的な湧水処理すること（畑の中を掘削して排水処理をする）。	× 畑の中を掘削して排水処理することは不可。 ただし、各施設における「異常気象後の応急措置」として、溪流を含む河川からの土砂や立木等が流入・堆積し、施設の利用・保全に支障が生じている場合、これら土砂や立木等の撤去が認められたところ。（H28. 9. 29農水省事務連絡－H28. 10. 4道協議会より市町村へメール周知－）	○	・ 異常気象時に農用地で部分的な湧水（地下水の噴出等）が生じた場合、当該湧水の排水を目的に一時的に農用地を開削（埋め戻し含む）する等の活動が可能とする。 なお、異常気象を起因とした農用地の流亡等に伴う土砂の搬入（客土）はできないことに留意のこと。	
補足	・E町の取り組みを行う活動組織は、当該活動を「多面的機能の増進を図る活動」の“防災・減災力の強化”に位置付けることができる。 注:F町の取り組みは、「多面的機能の増進を図る活動」には位置付かないので留意のこと。				

3 資源向上支払交付金(共同活動)

1 施設の軽微な補修（実践活動）

農道 ①農道

破損施設の補修

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	H29からの扱い		
			可否	内容	補足事項
G 町	農業機械大型化により、農用地へ侵入路である取付道路が狭く、迂回等により農作業に支障となることから、取付道路の拡張及び拡張に伴う横断管を設置すること。	× 取付道路は、道路設計指針に基づき幅員等が決定しているものであり、拡張が必要となっている背景は、農作業の大型化に起因するものであることから、単なる拡張はできない。 ○ 一方、拡張が必要と判断されている取付道路については、少なからずとも路肩の損傷等があると思われる。このような場合、「農道：路肩・法面の初期補修」の一環で法面等の補修を行い、併せて今後同様の事象が発生しないように横断管等を追加することで拡張となることは現時点でも可能。	△	・ 左記「H28までの可否状況等」に記載のとおり。	

4

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	取組の可否	H29からの扱い	補足事項
H 町	農用地排水対策として、暗渠排水管の新設や追加及び経年劣化等により機能低下している暗渠排水の排水管・透水材の修理・補修を実施し機能を回復すること。	- 多面的機能支払における活動は、農地・農業用施設における日常の維持管理を目的としたものであり、営農条件の改善を目的とした取り組みは想定されていない。 - 農地耕作条件改善事業等の他の補助事業を活用して対応願いたい。	×		

5

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	取組の可否	H29からの扱い	補足事項
I 町	災害時避難施設に指定されている公民館周辺の除排雪。	既に農林水産省と協議を行っており、現時点で本交付金の取組とすることはできないと回答を得ていることから不可能。	×		

6

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	取組の可否	H29からの扱い	補足事項
J 町	リールマシンの補修。	農業農村整備事業での更新が可能であることから、本交付金による活動の対象とすることはできない。	×		

多面的機能支払交付金でのビート等の遊離土に係る扱い

平成 28 年 9 月

北海道日本型直接支払推進協議会

【基本的な考え方】

- ・ビート・ジャガイモの工場処理過程において、作物に付着した土砂等の洗浄除去を行うが、この時に除去された付着土砂を「遊離土」と称する。
- ・遊離土は、生産者が受け入れを行うことで産業廃棄物扱いを回避している場合があるが、遊離土には馬鈴薯生産に甚大な被害を及ぼす重要病害虫である、ジャガイモシストセンチュウ卵が含まれている可能性があり、農地への還元が難しい状況にある。
- ・遊離土を適正に処理し、農地に還元することは地域資源の活用につながることから、次のとおり取組の対象とする。

（１）資源の循環を目的に取組む

○農村環境保全活動－資源循環－地域資源の活用・資源循環のための活動 で実施。

- ・本交付金の取組として、営農過程で発生した稲ワラを堆肥化することを目的に、認定農用地内における圃場での収集と処理施設までの運搬に係る費用を使途対象としている。
- ・これと同様に、営農過程で発生した遊離土を地域資源に位置付け、堆肥化して有効活用することを目的に、工場から処理施設までの運搬に係る費用を、同取組項目において使途対象とするもの。
- ・また、処理施設で受入費が発生する場合は、これを使途対象とするが、堆肥の購入費は原則、使途対象外。
- ・なお、活動組織以外の区域のビート等が工場で受入されている場合は、工場での作物受入総量と活動組織区域内の作物受入量の割合に見合う遊離土のみを使途対象とするが。
（各々の作物受入量と遊離土量の説明資料の整理が必要）

※計算例：区域内遊離土量＝（区域内受入量 80 t／総量 100 t）×遊離土総量 2 t

（２）融雪剤として扱う

○資源向上支払（共同）における「農用地：融雪剤の散布」、「水路：積雪被害防止」で実施。

- ・遊離土は、圃場に散布することで融雪効果があることが確認されている。
- ・このことから、焼土等加熱処理が行われた遊離土を、融雪材として購入する場合の費用を使途対象とするもの。
- ・なお、融雪することが目的のため、他の融雪材との単価比較が必要。

（３）交付金の使途対象区分表 [使途対象を“○”で表示]

取組内容	①工場	②運搬 (①→③)	③処理施設		④ 購入	⑤ 散布
			受入費	処理費		
(1) 資源循環 [堆肥化]	×	○	○	×	×注	×注
(2) 融雪材	×	○	○	×	○	○

注）農村環境保全活動－景観形成・生活環境保全「農用地からの風塵の防止活動」として、有機質資材（堆肥）を投入し、火山灰質土等の団粒化を図る活動を行う場合は、使途対象となる。なお、毎年度、土壌調査を行い、団粒化の進行等の確認を継続して行うこと。

平成 29 年 8 月 1 日（メール本文発信）

北海道日本型直接支払推進協議会

問 多面的機能支払交付金の対象活動（点検・機能診断、実践活動）にドローンを使用したいが交付金を使用して購入等を行ってよいか。

回答

◆回答

次の点に留意したうえで、ドローンの利用に要する経費に交付金を充てて良い。

◆留意等事項

- ① 本交付金は、汎用性の高い機械等の購入は、極力さけるか、目的外使用がされないように管理を徹底する必要がある。
- ② また、機械等の購入は、使用回数、使用期間、価格などについてリースや業者委託と比較し、活動組織内で協議・合意のうえ行う必要がある。
- ③ ①②を対外的に説明できる資料を整理したうえで、機械等の購入が行えるものであり、使用簿等を整理し目的外使用がなされないよう徹底して頂きたい。
- ④ 目的外の使用（例：農作物の生育状況の確認等）が行われた場合は、要した経費全額の返還が生じるものである。

◆ドローンに係る交付金使途対照の範囲

前述の①②③を確認・整理したうえで、次の経費に交付金を使用することが可能。

- ドローンの購入・リース費
- ドローンに搭載するカメラ等の購入・リース費
- ドローンを使用した撮影等を行う業者への委託費

※ただし、操作資格等が必要な場合に、当該資格を取得するための経費は対象外。

以上

平成 30 年 10 月 26 日
北海道日本型直接支払推進協議会

問．暗渠排水の管内において、座屈等により排水機能が発揮されないことが懸念される場合に、点検及び補修等を行うことが可能か。

回答

1. 「資源向上支払（共同）__施設の軽微な補修__農用地__②施設__暗渠排水の清掃」について、要項基本方針で次のとおり示されていることから、高圧洗浄機能を有した機器等により管内洗浄を行うことが可能。
－要項基本方針（抜粋）－
 - ・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。
2. 本交付金の実践活動は、点検及び機能診断の結果に基づき行うものであるため、座屈等の補修が必要な箇所を特定するための点検については、暗渠排水の落ち口の清掃等の維持管理活動を行ったうえで行うこと。
3. 点検の手法としては次のものが想定されるが、原則、点検作業は構成員の共同作業（役割分担は可能）により行うものであり、必要となる資機材の購入が可能である。なお、補修箇所の特定に専門的な技術を要する等の場合にあっては、業者等への外部委託によりこれを行うことが可能。
 - ・小型カメラを搭載した台車等の遠隔操作により管内を点検し補修箇所を特定。
 - ・小型カメラを棒等に固定し落ち口から挿入して管内を点検し補修箇所を特定。
 - ・棒等を落ち口から挿入して座屈等の有無を確認し、補修箇所を特定。
4. 点検の結果、補修箇所を特定した上で、整備量が大きくなる場合は、農地耕作条件改善事業等の他の補助事業を活用して対応願いたい。
5. 畑・草地においては、落ち口の清掃等の維持管理を行ったうえで、上記取組を行うことが可能。
6. 北海道胆振東部地震の激甚災害指定を受けている市町村の関係活動組織においては、平成 30 年度に上記取組を行う際は、「多面的機能支払交付金実施要領における活動要件の特例について（北様式）」を北海道知事に提出し、農林水産省農村振興局長の承認を得たうえで、「農地維持支払__農用地__④異常気象時の対応」により実施するものとする。

以上

平成 30 年 10 月 26 日
北海道日本型直接支払推進協議会

問 水田における田面水位を監視するシステム（水位監視システム）を多面的機能支払交付金で購入・設置して良いか。

同様に水位調整板の遠隔操作を可能とする水位自動制御装置の扱いいかん。

回答

1. 水位監視システム及び水位自動制御装置の購入及び設置費用（動作確認等の見回り経費を除く）に多面的機能支払交付金を充てることができる。
2. ただし、資源向上支払（共同活動）－農村環境保全活動－水田貯留機能増進・地下水かん養の「水田の貯留機能向上活動」（いわゆる田んぼダム）に位置付けて活動する場合のみに使途対象とする。
3. また、田んぼダムの取組を行ううえでは、降雨時の取り組みに向けた連絡体制を整備することや、一定の行動基準を定めることなどが必要であり、この取り組みが適切に実施されることが使途対象とする条件となるので留意すること。

問 水位監視システムを導入して田んぼダムに取り組む場合は、監視に要するスマートフォン等の電子端末機器の購入や通信費に本交付金を充てて良いか。

回答

1. スマートフォンやタブレット、パソコン等の電子端末機器を水位監視システムの専用機器として使用することは想定できないため、これら端末機器の購入及び通信費に本交付金を充ててはできない。

以上

平成 30 年 11 月 19 日
北海道日本型直接支払推進協議会

問 資源向上支払（共同）における鳥獣害防護柵の補修・設置の一環で、忌避装置やくくり罠の設置等が可能とされているが、飼料用サイレージやロールベールの保管場所周辺において、くくり罠によりエゾ鹿を捕獲することは可能か。

回答

1. 関係市町村の一部に鳥獣害防護柵（隔障物含む）が設置されている場合にあっては、柵の効果を補完する観点から、当該施設が設置されていない区域においてもエゾ鹿の捕獲に向けた取り組みや忌避装置の設置を認めているが、これらの活動は活動組織の区域内において行う必要があり、山間部等の区域外での活動は多面的機能支払交付金の使途対象外になる。
2. 問の飼料用サイレージやロールベールの保管場所周辺へのくくり罠の設置に関しては、活動組織の区域内であれば牛舎等の周辺であっても、1 の取り組みの一環として行うことが可能である。
3. ただし、設置に関しては関係法令を遵守することは勿論のこと、次のことに留意のうえ取り組む必要がある。
 - ①有資格者が設置等を行うこと
 - ②捕獲後の処理方法を踏まえて設置場所を選定する必要があること
 - ③罠の設置警告看板を設けるとともに、周辺住民への注意喚起を実施すること
 - ④万が一、事故が起きた際の被害者等への補償については、本交付金の使途対象外であること

以上

■多面的機能支払交付金の継続に向けた課題と解決策(案)

議題(2)①

	課題	解決策		効果等
		項目	具体的内容	
1	事務処理が煩雑	日報の簡素化	① 草刈や融雪剤の散布など、活動時間が一定になる活動を対象に作業日報を簡素化 ② 歩掛かり値を設定することにより実働時間は問わないが、活動実績の確認が必要	① 一部の活動を除き、作業者による日報の作成と役員等による集約作業が必要なくなる(役員等の現地見回りは必須)
2	事務局員が確保できない →高齢化 →人材不足	恒久的な事務局体制の構築 広域的な事務作業員の確保	➤ 既存組織(土地改良区やJA等)による事務受託のほか、新たに事務支援体制(組織)の構築や、民間組織との連携事例の情報提供 ➤ 地域で事務支援体制が構築できない場合には、作業内容を限定し、関係書類を支援者に対して郵送等に対応する仕組みを検討 ➤ 支援者が行う事務作業 ① 日報・金銭出納簿の整理や領収書等の編纂 ② 日当等振込依頼書や源泉徴収票の作成 ③ 保全情報記録システムへ活動情報を登録(別途図面送付)	➤ 支援体制の継続が可能 ① 専門に行うことで不備や構成員の作業も軽減 ② 道要綱基本方針に則った適切な対応 ③ 地元調整等にも対応可能 ➤ 地元に居住せずとも対応が可能 ✓ 1の解決策に取り組むことで、事務作業も限定される ✓ 現金支払と領収書徴収等は組織が実施
3	書類の不備が多い	システム化	➤ 帳票作成システムを新たに構築し次のことに対応 ① 活動組織・市町村・道協議会で登録内容を共有し相互修正を実施 ② 最低限の情報入力により帳票を自動作成	① 不備の発見と修正、最終版データの管理が可能となる ② 専門的な知識や手間を必要とせずに書類が作成される ※ 活動情報の集約が可能となり、活動事例の収集・発信や調査にも対応可能

■ 多面的機能支払交付金の継続に向けた課題と解決策(案)

	課題	解決策		効果等
		項目	具体的内容	
4	役員の担い手不足	役員の負担軽減	➤ 広域化 ➤ 役員業務の集約と見直し ➤ 事務局体制の整備 → 2 へ ➤ 負担の平準化 → 3 へ	➤ 広域化（広域活動組織）について ● 1.2名の運営委員が役員 ● 組織間の横断的な活動も可能 ● 活動参加者の見直しも可能 ● 地域の実態に応じた様々な組織及び活動体制を構築することが可能 → 対象農用地（構成員）の見直しや限定した活動の設定 → 事務局の1本化 など
5	農業者の減少	組織体系の見直し	➤ 広域化 ➤ 対象農用地（構成員）の精査	
6	活動の継続が困難	取組内容の見直し 組織体制の見直し	➤ 無理のない範囲での活動への修正 ➤ 広域化 ➤ 事務局体制の整備 → 2 へ	

平成 31 年 2 月 19 日時点

日報の簡素化に向けた方針（案）【未定稿】

1. 活動期間を定めて農業者が個々に行う活動の扱い

（１）該当する活動

決められた活動期間内で農業者が個々に同じ活動を行うもので、面積や延長に見合う活動時間の係数（単位活動時間）を割り出すことが可能な次の活動。

- ①草刈関係：農用地の畦畔・法面の草刈、水路法面の草刈、農道路肩・法面の草刈、畑・草地周りの笹刈り
- ②面的な活動：融雪剤の散布、融雪排水促進のための溝切り（水田の溝切り、心土破碎）、農用地への景観作物（ヒマワリ等）と風塵防止作物（エン麦等）の植栽、施設等の定期的な巡回点検清掃のうち集乳道の除雪

（２）具体的な取り扱い

①実績に基づく単位活動時間と支払額の算出

→直近年度の活動時間の合計値を対象面積又は延長で按分し、単位活動時間を算出。

（※１回目と２回目では活動時間が違う場合も想定されるので留意）

→単位活動時間に作業量と日当等の単価を乗じて作業者への支払額を算出。

→作業量に変更が生じない限り、支払額の変更は要しない。

ただし、当該扱いを適用開始した４年目に実働時間の確認を行うものとするが、簡素化が図られた改正後の活動記録に基づき実施。

→算出調書は道協議会で様式を整理して提示予定。

例：H30 年度の農用地 100ha の草刈の延べ活動時間が 100 時間の場合

100ha→100 時間 = 1ha→1 時間 ⇒ H31 年度は 5ha の草刈→5 時間×単価

②活動組織の合意と活動の確認

→①の支払方法を行うことと、対象とする活動を行う期間（10 日程度）を総会で合意すること。（算出根拠も提示）

→作付け作物等の都合により、複数の活動期間を定めることは可能。

→活動結果を確認する担当者を定め、所定の様式（活動確認調書）に基づき作業状況を確認・記録。

※活動確認調書は、②の算出調書に確認欄を設ける予定。

③日当及び日報の扱い

→②に基づき期間内に活動がされたことの確認・記録を担当者が行ったうえで、

①で積算された額を日当等として支払う。

→作業日報の作成と実働時間の確認は求めない。

④関係書類の記載・管理

→従前どおり支出証拠書類（振込依頼書、領収書）を整理・保管。

→支出証拠書類と併せて、②の活動確認調書を毎年度、整理・保管。

→活動記録には、①の算出調書合計時間を記載。

2. 1以外の活動の扱い

(1) 該当する活動

- ・花の植栽やゴミ拾い等、2の(1)以外の活動。

(2) 具体的な取り扱い

① 活動時間の把握と日当等の支払

- H31以降に日当及び機械借上げ費を支出する場合は、簡素化後の活動記録を作成するうえで必要となる「活動日」「活動内容」等を整理する。
- 支払上限額を設定している場合は、実働合計時間に日当時間単価を乗じた額が当該上限額を超過している必要があるので留意。

② 関係書類の記載・管理

- 日当等の支払対象としない活動については、活動記録以外の作業日報は作成不要。
- 従前どおり支払根拠書類（振込依頼書、領収書）に加え、①の書類を日当等算出根拠書類として整理・保管する。

新たな支援システム構築構想(草案)

－多面的機能支払交付金－

帳票作成システムの機能 >

－ H31.4運用開始予定 －

◆ 活動組織(広域活動組織)

- マスタ情報メンテナンス(更新管理)
- 活動情報の登録(作業日報簡易登録)
- 登録情報に基づく帳票化(不備箇所の通知)
 - 活動計画書(規約等含む)、認定及び補助申請、実施状況報告関連(活動記録含む)
 - 活動日報、写真帳、金銭出納簿、総会資料、決裁鏡・領収書等台紙、財産管理台帳(貸与者一覧)、源泉徴収票、金融機関振込依頼書等
- ※源泉徴収票へマイナンバーの反映を検討
- ※Excelによる活動情報等の登録、メールによる活動案内等も検討

◆ 市町村

- マスタ情報メンテナンス(修正指示)
- 対象農用地の移動等の情報管理
- 補助申請・決定通知書等の帳票化(※道による様式化を検討)
- 北海道(道協議会経由)への実績報告書等(※複数組織のデータを集約)

共有
反映

共有
反映

< 両システムに共通する特徴 >

- Webサーバー(既存)を活用して、活動組織 ⇄ 市町村 ⇄ 道庁、道協議会 の間で全ての情報を共有し、修正等も相互に行うことを可能とする
- タブレット、スマートフォン等を使用することにより、現地で活動情報の登録も可能

【道庁・道協議会】

- マスタ情報メンテナンス(初期登録、修正指示)
 - ※予めH30活動計画書等のDBを構築し、無償でマスタ登録・提供(新様式での書面送付も検討)
- 全ての組織と市町村の書類確認、修正をシステム内で実施
- 各種調査に対応すべく諸元値を把握
- 詳細の取組内容の把握と情報収集
- 農地・農業用施設の地図情報DB(北海道地域資源保全情報)の構築、更新
 - ※毎年、印刷図面を送付し、登録作業も支援

★都府県(推進組織)とシステムを共有し、ランニングコストの低減を目指したい!

共有
反映

< 保全情報記録システムの機能 >

－ 現在、運用中 －

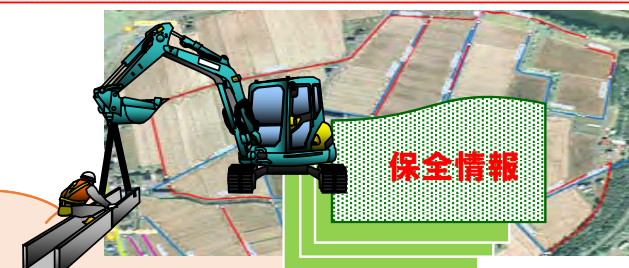
◆ 活動組織(広域活動組織)

- 北海道地域資源保全情報[DB・GIS]に活動位置(点・線) + 保全(活動)情報を登録
 - ※保全情報はDBの属性情報に追加
 - ※保全(活動)情報を帳票作成システムへインポートさせる機能を追加
 - ※登録することが必要な活動の見直し(資材購入等を行う活動等)
 - ※土地連による作図支援

◆ 市町村

- 対象農用地の移動等の管理
- 農用地等実施状況確認データ登録、帳票化(別記3関連)

共有
反映



< 現状で生じている不備等の内容 >

- 修正指示が反映されていない活動計画書や実施状況報告関係書類が非常に多い実態
- 日当等の支出根拠資料などの不備
- 第三者に対する活動位置の説明資料(保全情報)の不足
- 本交付金の有効性を第三者に説明するうえで必要となる、詳細な活動情報の把握・蓄積

省力化
(自動生成)

システム
へ簡易入力

さまざまな機器を用いて...



< Win、Mac、And、iOS対応 >

情報共有

適正な書類

帳票作成システムの構築構想(運用イメージ)

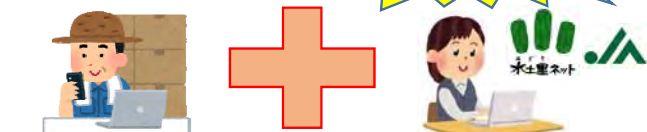
◆ 活動組織 ◆

次の書類を自動生成！

- 事業認定申請
- 交付申請（概算払申請含む）
- 実施状況報告（活動記録含む）
- 総会資料（決算、事業実績等）
- ✓ 活動日報、写真帳
- ✓ 金銭出納簿、決裁鏡・領収書等台紙
- ✓ 日当等支払簿、源泉徴収票、金融機関振込依頼書
- ✓ 財産管理台帳（貸与者一覧）

- 活動情報の登録（作業日報簡易登録）
- 交付金使途内容の登録
- その他情報の登録

簡易入力



<マスタ情報メンテナンス>

組織名、資源量（面積・延長）、単価、構成員氏名、役職氏名、対象活動 etc

保全情報記録システム

<WebGIS>



連動を検討

⑤ 自動生成

⑤ 自動生成

① 登録

④ 確認・反映

② 確認

③ 修正指示

帳票作成システム

<Webサーバー>

◆ 市町村 ◆ ◆ 道・道協議会 ◆

次の書類を自動生成！

◆ 市町村 ◆

- 事業認定通知
- 交付決定通知（任意）
※概算払決定通知（任意）含む
- 実施状況確認報告書（様式1-9）
※複数組織を集約

◆ 道・道協議会 ◆

- 実施状況取りまとめ報告書（様式1-10）
※複数市町村を集約



- 登録情報の確認
- 諸元値の把握
- 取組内容の把握
- 情報収集

会 計 検 査 情 報

１ 平成３０年度 北海道の受検状況

（１）胆振・日高管内

- ・日 時 平成３０年５月１４日（月）から１８日（金）まで
- ・受検市町村 新ひだか町、新冠町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町

（２）十勝管内

- ・日 時 平成３０年５月２１日（月）から２５日（金）まで
- ・受検市町村 芽室町、中札内村、音更町、士幌町、上士幌町、足寄町、幕別町、池田町

（３）検査内容

- ・対象農用地に関すること
- ・総会に関すること
- ・活動計画書・実施状況報告書等に関すること
- ・交付金の使途に関すること
- ・その他

各項目の詳細については、別紙のとおり

（４）指摘事項

講評での指摘事項は無し

２ 平成３０年度 他府県での検査状況

（１）持越金の額及びその使途について

年度交付額を超えるなど多額の持越金や使途が不明確な持越金の存在について検査。
※複数都府県で検査を実施。

（２）事務委託料算定方法等について

事務委託料の算定方法及び実績に応じた精算を行っているかについて検査

(別 紙)

平成 30 年次 会計検査院農林検査第 2 課における実地検査内容

H30.6.25 時点

○期間等

- ・ H30.5.14～5.18 日高・胆振管内
- ・ H30.5.21～5.25 十勝管内

1 対象農用地等に関すること

- ・ 活動組織の活動区域（図面）の提示。
- ・ 認定及び交付対象農用地面積の算定根拠と当該図面並びに面積（一筆）調書の突合確認。
（現地において図面を用いて対象農用地の位置と申請地目を照合確認）
- ・ 市町村の認定農用地確認野帳及び実施状況確認チェックシートに係る確認手法及び書類の確認。

2 総会に関すること

- ・ 総会規約に基づき監査・総会が行われているか確認。
- ・ 総会議案と議事録の確認。
- ・ 役員会議資料と議事録の確認。
- ・ 役員報酬・日当単価・機械借上げ費等を取決めた根拠資料の確認。

3 活動計画書・実施状況報告書等に関すること

- ・ 活動計画書の確認。
- ・ 対象施設の点検及び機能診断を行った機能診断記録管理等の確認。
- ・ 年度活動計画の確認。
- ・ 実施状況報告書の持越額の使途計画に対する実支出の確認。
- ・ 「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」を実施した資料の確認。
- ・ 活動記録と作業日報の比較確認。

4 交付金の使途に関すること

- ・ 金銭出納簿の確認。
- ・ 外注工事や事務委託の見積書の提示と決定方式について確認。
- ・ 外注工事や事務委託の契約書の確認。
- ・ 事務委託等で上限値を設けている場合、設定している理由と精算内容の比較及び説明。
- ・ 通帳及び領収書の確認。
- ・ 日当を一括支払いしている場合、内訳がわかる資料（作業日報及び集計表）の確認。
- ・ 日当を団体（代表者）にまとめて支払った場合、個人に支払った資料（受領印入り）の確認。
- ・ 視察研修等の活動で内容がわかる資料（報告書）の確認。
- ・ 活動を実施した場所を図面で確認。

5 その他

- 活動計画書に位置付いている活動はすべて実施され、その結果は活動記録で確認できる必要がある旨の指導有。
- 活動を実施した写真の確認。（義務ではない旨を説明済み）
- 事務局事務を補助業務として行っているか確認。
- 印鑑と通帳の管理者の確認。
- 受託団体と組織の代表者が違うか確認。
- ローン借入による機械購入の是非を議論（不可）
- パソコン購入台数の必要性の確認。
- 団体のボランティア活動の対価として謝礼金を支払っているが、謝礼金は根拠のない金額設定であることから、参加実態に応じた日当として支払うこと（支払上限額として設定することは可能）また、活動に関係のない物材（粗品を除く）の支給は不可能である旨の指導有。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領

平成 29 年 12 月 14 日制定

1. 趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的として、この会を設置する。

2. 構成

本会は、11名の活動組織構成員、5名の市町村職員と各2名の北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員の計20名で構成する。

- (1) 活動組織構成員は、水田地域4名、畑地域4名、草地域3名の次世代にわたる農業者等とする。
- (2) 市町村職員は、水田地域2名、畑地域2名、草地域1名の本事業を担当する者とする。
- (3) 北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々2名とする。
- (4) その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

3. 活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

- (1) 本事業における効果的な活動事例や要望の多い活動事例などの情報収集
- (2) 事例内容についての検討及び必要に応じた調査
- (3) 活動組織及び市町村等へ活動事例や検討結果等の情報発信
- (4) 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討
- (5) その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

4. 主管

北海道日本型直接支払推進協議会

5. 庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
(北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課)

6. その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 会員一覧

H30.7.31 現在

会員No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名	しめい
1	空知	岩見沢市	組織	水田	岩見沢南地域資源保全協力会	会長	峯 淳一	みね じゅんいち
2	上川	名寄市	組織	水田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗	わしみ よしあき
3	上川	鷹栖町	組織	水田	鷹栖町地域農業推進会議中央支部	会長	佐竹 敏明	さたけ としあき
4	オホーツク	津別町	組織	畑	津別広域協定運営委員会	構成員	河本 純吾	かわもと じゅんご
5	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸	おかむら たかゆき
6	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	組合長	鳥本 勝信	とりもと かつのぶ
7	空知	岩見沢市	行政	田	農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	木村 唯有	きむら ゆう
8	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	主幹	高道 政秀	たかみち まさひで
9	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺総合支所農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和	むらかみ とまかず
10	オホーツク	北見市	行政	畑	農林水産部農林整備課管理係	係長	江本 博幸	えもと ひろゆき
11	釧路	鶴居村	行政	草	産業振興課農政係	係長	志村 剛	しむら つよし
12			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主幹	小野寺 正幸	おのでら ただゆき
13			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	高瀬 崇	たかせ たかし
14			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	田村 宏幸	たむら ひろゆき
15			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主査	佐藤 秀哉	さとう ひでや

事例研究会取組み状況

その他(2)-3

平成31年2月19日現在

平成29年度			
1	H29.12.14	第1回事例研究会の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2K」 <参加者> 事例研究会会員13名(内事務局4名)、オブザーバー14名 <内 容> ・設置要領の制定 ・本年度の事業計画等の協議等
2	H30.1.17-19	先進地視察研修	<視察先> 新潟県見附市(見附市広域協定) 福井県福井市(文殊農地・水・環境保全管理協定) (福井市主計の郷を守る会農地・水・環境保全管理協定) <視察者> 事例研究会会員8名(内事務局4名) <内 容> ・活動組織の広域化によるメリット・デメリット ・活動組織継続のための若手農業者・農業女性の参画
3	H30.2.14-15	事例発表会	<場所等> H30.2.14 ホテルさっぽろ芸文館「ニトリ文化ホール」 1,529名、事例研究会会員10名(内事務局4名) H30.2.15 旭川市民文化会館大ホール 545名、事例研究会会員9名(内事務局4名) <内 容> ・事例研究会の紹介 ・活動事例の発表 事例発表: 田んぼダムを通じた防災・減災の取り組みに向けて 畑地帯における広域活動組織の取組 ・先進地視察研修の復命報告 視察研修報告:「事例研究会」先進地視察研修の成果報告
4	H30.3.1	第2回事例研究会の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2A」 <参加者> 事例研究会会員12名(内事務局4名)、オブザーバー11名 <内 容> ・先進地視察研修や事例発表会の総括 ・研修を踏まえ道内活動への反映等の検討 ・制度運用検討の協議 ・H30年度の行動計画案の策定
平成30年度			
5	H30.8.21	第3回事例研究会の開催	<場 所> 北海道土地改良事業団体連合会会議室 <参加者> 事例研究会会員12名(内事務局4名)、オブザーバー12名 <内 容> ・新制度に向けた情報提供 ・収集すべき事例の検討 ・先進地視察研修計画の策定
6	H30.8.22-24	先進地視察研修	<視察先> 栃木県宇都宮市(逆面エコ・アグリ)の里) 栃木県小山市(思川西部農村環境保全会) 茨城県守谷市(守谷土地改良区) <視察者> 事例研究会会員9名(内事務局4名) <内 容> ・大学連携、多様な団体参画 ・防災・減災力の強化としての田んぼダムの取組みについて ・耕作放棄地の未然防止事例
7	H30.12.13	第4回事例研究会の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2A」 <参加者> 事例研究会会員12名(内事務局4名)、オブザーバー11名 <内 容> ・先進地視察研修報告 ・地方裁量の活用検討 ・全道事例発表会の開催計画策定
8	H31.1.22	草地分科会の開催	<場 所> 中標津町役場301会議室 <参加者> 釧路・根室・十勝・オホーツク管内48名、事例研究会会員6名(内事務局4名) <内 容> ・事例発表 ・事例研究会における検討状況について ・北海道における草地帯ならではの活動項目について
9	H31.2.27	事例発表会	<場 所> 北海道立総合体育センター「北海きたえーる:メインアリーナ」 <参加者> 予定2,100名 <内 容> ・平成31年度制度見直し等について ・事例発表 ・機能診断・補修技術研修 ・事務支援の仕組み作り等について